

令和8年7月29日（水）

第2庁舎4階大会議室

世田谷区地域包括支援センター運営協議会（令和8年度第1回）次第

1. 開会

委員の委嘱について

2. 報告

- (1) あんしんすこやかセンターの令和7年度実績について [資料1]
(介護予防・地域支援課)
- (2) 令和7年度高齢者虐待対策の取り組みについて [資料2]
(高齢福祉課)
- (3) 令和7年度高齢者孤立死の調査結果について [資料3]
(高齢福祉課)
- (4) 世田谷区終活支援センターの開設について [資料4]
(生活福祉課)
- (5) 第9期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の取組状況について
(介護保険事業の実施状況について) [資料5] [資料6]
(高齢福祉課・介護保険課)
- (6) 第10期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定にあたっての考え方について
(中間まとめ案) [資料7]
(高齢福祉課)
- (7) 第3期世田谷区認知症とともに生きる希望計画 の策定に向けた
検討状況について [資料8]
(介護予防・地域支援課)

令和8年度 第2回運営協議会予定

日時：令和8年12月2日（水）19:00~21:00（予定）

場所：せたがやイーグレットホール集会室B（世田谷区役所 東棟 地下1階）

令和 8 年度世田谷区地域包括支援センター運営協議会委員名簿

令和 8 年 7 月 1 日付

区 分	氏 名	職（所属）等	備 考
学識経験者	土屋 典子	立正大学社会福祉学部教授	
	涌井 智子	東京都健康長寿医療センター研究所研究員	
	関 麻衣子	千代田の郷法律事務所弁護士	
職能団体	吉川 尚男	世田谷区医師会理事	
	山口 潔	玉川医師会理事	
	村上 直弘	東京都世田谷区歯科医師会理事	
	栗屋 剛	東京都玉川歯科医師会理事	
	原田 由美子	世田谷薬剤師会副会長	
	長富 範子	玉川砧薬剤師会副会長	
	塩部 泰	世田谷区柔道整復師会 会長	
介護サービス等 事業者代表	相川 しのぶ	世田谷ケアマネジャー連絡会会長	
	山口 慶恵	世田谷区介護サービスネットワーク副代表	
	大中 吉宏	上町あんしんすこやかセンター職員	
	浜山 亜希子	船橋あんしんすこやかセンター職員	
介護保険 被保険者	遠藤 隆雄	世田谷区高齢者クラブ連合会副会長	
	松本 道子	世田谷区民生委員児童委員協議会副会長	
地域活動 団体	金安 博明	世田谷区社会福祉協議会事務局次長	
	渡邊 裕司	NPO 法人健康フォーラムけやき 2 1 理事長	
保険者	河島 貴子	高齢福祉部長	

(敬称略)

○世田谷区地域包括支援センター運営協議会設置要綱

平成18年4月1日18世介予第63号

改正

平成21年4月1日21世介予第30号

平成23年9月30日23世介予第80号

平成24年3月30日23世介予第183号

平成26年3月31日25世介予第245号

世田谷区地域包括支援センター運営協議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46に規定する地域包括支援センター（以下「センター」という。）の円滑な運営を図るため、世田谷区地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 運営協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) センターの設置等に関すること。
- (2) センターの運営に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地域における介護保険以外のサービス等との連携体制の構築、地域包括支援業務を支える地域資源の開発その他の地域包括ケアに関する事項であって運営協議会が必要と判断した事項に関すること。

(委員等)

第3条 運営協議会は、次の各号に掲げる者のうちから、区長が委嘱し、又は任命する委員20人以上で組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 介護支援専門員等の職能団体
- (3) 介護サービス及び介護予防サービス事業者
- (4) 介護保険被保険者
- (5) 地域活動団体
- (6) 高齢福祉部長

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補

欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 運営協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 運営協議会に副会長を置き、会長が指名する。

3 会長は、運営協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 運営協議会は、必要に応じ会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 運営協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見、説明等を聴くことができる。

(会議の公開)

第8条 会議は、公開とする。ただし、会長が公開することが適当でないと認めるときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(会議開催の事前公表)

第9条 会長は、運営協議会の会議の全部又は一部を公開するときは、事前に、開催の日時、会場、傍聴の申込方法その他の必要事項を公表するものとする。

(傍聴の手続)

第10条 会長は、会議を傍聴しようとする者に、申込受付名簿に氏名及び住所又は所属を開催の日記入させ、先に記入をした者から順に傍聴人を決定する。

(傍聴人の遵守事項)

第11条 会長は、傍聴人に次に掲げる事項を遵守させなければならない。

- (1) 傍聴席で静粛に傍聴し、発言をしないこと。
- (2) 拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。

- (4) 録音し、又は写真機、ビデオカメラ等により撮影しないこと。
- (5) 会場内で携帯電話等の通信機器又はパソコン等の情報機器を使用しないこと。
- (6) 前条各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなる行為をしないこと。

(傍聴人の退場及び入場制限)

第12条 会長は、傍聴人が前条各号に掲げる事項を遵守せず、会議の進行上支障があると認めるときは、当該傍聴人を退場させることができる。

2 会長は、第8条ただし書の規定により会議の一部を公開しないときは、傍聴人を退場させるものとする。

3 会長は、明らかに議事を妨害するおそれがあると認められる者については、入場を制限することができる。

(議事録の公開)

第13条 運営協議会は、会議の要旨をまとめた議事録（以下「議事録要旨」という。）を作成する。

2 議事録要旨は、世田谷区のホームページに掲載する方法によって公開する。ただし、第8条ただし書の規定により会議の全部又は一部を公開しないときは、この限りでない。

(部会)

第14条 運営協議会は、第2条に掲げる所掌事項を円滑に処理するため、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

(守秘義務)

第15条 委員及び第7条により運営協議会に出席した者は、正当な理由なく、会議の内容（非公開部分に限る。）その他職務上知り得た情報を漏らしてはならない。委員は、その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第16条 運営協議会の事務局は、高齢福祉部介護予防・地域支援課に置く。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日21世介予第30号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月30日23世介予第80号）

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日23世介予第183号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日25世介予第245号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

令和 8 年 7 月 2 9 日

介護予防・地域支援課

あんしんすこやかセンターの令和 7 年度実績について

1. あんしんすこやかセンターをとりまく概況等

(1) 区の人口の状況

	令和 7 年 4 月 1 日現在	令和 8 年 4 月 1 日現在
区の人口	926, 103 人	931, 090 人
高齢者人口	190, 476 人 (人口比 20. 5%)	192, 943 人 (人口比 20. 7%)
後期高齢者	109, 718 人 (人口比 11. 8%)	111, 240 人 (人口比 11. 95%)
地区別高齢者人口	1 地区平均 6, 802 人 最多) 烏山地区 13, 866 人 最少) 代沢地区 3, 482 人	1 地区平均 6, 890 人 最多) 烏山地区 14, 050 人 最少) 代沢地区 3, 542 人

(2) 職員数の状況

令和 7 年 6 月 1 日現在		令和 8 年 6 月 1 日現在	
259 人 (1 所平均 9. 25 人)		253 人 (1 所平均 9. 03 人)	
社会福祉士	95 (うち常勤 74)	社会福祉士	104 (うち常勤 81)
主任ケアマネ	44 (うち常勤 40)	主任ケアマネ	45 (うち常勤 44)
保健師又は看護師	60 (うち常勤 54)	保健師又は看護師	58 (うち常勤 53)
その他専門職 (ケアマネ等)	42 (うち常勤 21)	その他専門職 (ケアマネ等)	26 (うち常勤 11)
その他事務職員	18 (うち常勤 0)	その他事務職員	20 (うち常勤 0)

2. 令和 7 年度の主な実績

(1) 包括的支援事業

① 総合相談支援

項目	説明	令和 6 年度	令和 7 年度
相談件数	予防給付関係を含まず	182, 110 件	183, 352 件
	予防給付関係を含む	223, 268 件	229, 901 件
	障害者、子育て等の相談	3, 440 件	3, 996 件
PR	いきいき講座、広報誌等	いきいき講座 161 回	いきいき講座 152 回
地域づくり活動	民生委員、町会・自治会等への 訪問活動等	8, 582 件	7, 735 件
ものわすれ相談	認知症に関する相談	延べ 8, 874 件	延べ 13, 714 件

② 権利擁護

- ・ 権利擁護関係の相談件数 令和 7 年度 4, 429 件 (令和 6 年度 3, 382 件)
- ・ その他、資料 2 (虐待関係)、資料 3 (孤立死関係) を参照

③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援

- ・ 地区包括ケア会議 令和 7 年度 1,038 回（令和 6 年度 979 回）
（ネットワーク構築、事例検討会、交流会等）

④ その他

令和 7 年度より、相談結果及び相談後の流れをより詳細に分析し、区民へのより良い支援や事業改善につなげるため相談実績の集計方法の変更を行った。このため、以下の項目については、新たな集計方法となるため令和 7 年度実績のみ掲載する。

項目	説明	令和 7 年度
実態把握訪問	支援が必要な高齢者の把握	19,188 件
あんしん見守り事業	見守り相談、見守りボランティアの派遣	5,399 件
ケアマネジャー支援	地区のケアマネへの支援	6,048 回

※ 実態把握訪問について

令和 6 年度までは、センターが高齢者の実態把握を目的とした訪問件数を計上していたため、高齢者がどのような課題を抱え、どのような支援に繋がったのかを把握しづらいという課題あった。これを改善するため、令和 7 年度からは、これまで計上していた訪問件数のうち、訪問先の高齢者の状況把握のみを行った件数を実態把握訪問件数として計上するよう変更した。

※ あんしん見守り事業について

令和 6 年度は、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯で孤立しがちな方など、支援が必要と思われる高齢者を各センターが対象者として定め、その対象者からの相談については、内容を問わず一律に「あんしん見守り」の実績として計上していた。令和 7 年度からは、高齢者やその家族及び民生委員等からの相談に応じて実施した見守り訪問や見守り相談といった当該事業に関連する実績を「あんしん見守り」として計上するよう変更した。

※ ケアマネジャー支援について

従来から「ケアマネジャー支援」の項目は設けられていたものの、実際の運用では、「ケアマネジャー支援」等の多岐にわたる実績の一部も「総合相談」の項目に含まれている可能性があったことから、「総合相談」の項目を見直し、相談内容に応じた項目の整理・細分化を実施し、センターが担う「ケアマネジャー支援」等の実施状況をより正確に把握できるよう変更した。

(2)介護予防・日常生活支援総合事業

① 一般介護予防事業

事業等		令和6年度		令和7年度	
		実施回数	参加人数等	実施回数	参加人数等
はつらつ介護 予防講座	介護予防・フレイル予防に取り組むきっかけとなる講座	573 回	8,350 人	588 回	7,785 人
楽しくはじめる フレイル予 防講座	自分の健康を自分で管理する 「セルフマネジメント力」向上 する講座	122 回	1,341 人	86 回	1,311 人
お口の元気ア ップ教室	お口のはたらき・清掃方法指導 等について学ぶ教室	64 回	482 人	64 回	555 人
介護予防講演 会	※令和6年度は、介護予防・ フレイル予防の普及啓発に 関する動画作成・配信(8本) を行った。(令和8年度も配 信は継続している。)	0 回 (※)	0 人 (※)	1 回	59 人
区民参加型ワ ークショップ	「通いの場」の立ち上げに向け た研修等	3 回	46 人	3 回	42 人
いきいき体操 普及啓発実施 団体	世田谷いきいき体操を取 り入れながら活動してい る自主活動団体数	—	41 団体	—	44 団体

② サービス・活動事業

訪問型サービス		令和 6 年度	令和 7 年度
		実績人数	実績人数
指定相当訪問型サービス（従前の予防給付相当）	ホームヘルパーによる生活援助および身体的介助	25,812 人	25,084 人
指定生活援助サービス（サービス A 区独自基準）	ホームヘルパー等による 60 分以内の生活援助	787 人	652 人
支えあいサービス（サービス B 住民参加型）	住民等が簡易な家事援助を原則 30 分以内で実施	722 人	611 人
専門職訪問相談事業（サービス C 短期集中型）	理学療法士や管理栄養士が訪問して生活改善のアドバイス等実施	117 人	126 人 ※不在 1 件含む
計		27,438 人	26,473 人

通所型サービス		令和 6 年度		令和 7 年度	
		実績件数	実績人数	実績件数	実績人数
指定相当通所型サービス（従前の予防給付相当）	日常生活上の支援・機能訓練を行う 3 時間以上のデイサービス		31,248 人		32,653 人
指定運動器機能向上サービス（サービス A 区独自基準）	運動機能訓練を主とした 3 時間未満のデイサービス		130 人		156 人
地域デイサービス（サービス B 住民主体型）	住民・NPO 法人が定期的な「通いの場」で食事や介護予防を目的とした活動	893 回	4,165 人	1,043 回	5,263 人
介護予防筋力アップ教室（サービス C 短期集中型）（令和 7 年度～サブタイトル「～フレイル予防習慣化プログラム～」を追加）	自分の健康管理と筋力向上を目指す教室	432 回	2,097 人	516 回	2,284 人
計			37,640 人		40,356 人

(3) 認知症ケアの推進にかかる事業

項目	説明	令和 6 年度		令和 7 年度	
		訪問実数	訪問延数	訪問実数	訪問延数
認知症初期集中支援チーム事業	看護師、医師等の専門職からなる「認知症初期集中支援チーム」が定期的に家庭訪問（6ヶ月程度）し、集中的に支援を行う。	113 人	419 回 ※令和 7 年 4 月 1 日時点	104 人	420 回 ※令和 8 年 4 月 1 日時点
もの忘れチェック相談会	地区型（各地区 1 回・計 28 回実施） ※ 1 回あたり定員 3 人	78 人		76 人	
医師による認知症専門相談事業	医師による認知症専門相談を行い、認知症が疑われる高齢者や家族が医療による早期対応を図れるよう助言の機会とする。	12 件		16 件	
認知症家族のための心理相談	臨床心理士による個別相談を実施することにより、認知症の方を介護する家族の心理的負担の軽減を図る。	開催回数	参加者数	開催回数	参加者数
		9 回	21 人	10 回	22 人
アクション講座 （世田谷版認知症サポーター養成講座）	従来の「認知症サポーター養成講座」を、世田谷区認知症とともに生きる希望条例を踏まえて刷新した世田谷区独自の講座。	開催回数	参加者数	開催回数	参加者数
		102 回	3,001 人	106 回	3,003 人

(4) 地域ケア会議

・ 開催状況

区分	開催回数等		備考
	6 年度	7 年度	
地区版 地域ケア会議	130 回 (内訳) 会議A65回 会議B58回 会議C 7回	138 回 (内訳) 会議A62回 会議B65回 会議C 11回	・ あんしんすこやかセンター主催 ・ 会議A～介護予防ケアマネジメントの質向上～2、3事例以上 ・ 会議B～困難事例等～年3事例以上 ・ 会議C～地域づくり・社会資源開発 ・ その他～個別課題の分析・地域課題の抽出等
地域版 地域ケア会議	47 回	50回	・ 地区課題の集積から地域課題を抽出し、課題解決に向けた検討を行うとともに、地区・地域では解決できない課題は問題提起する。 ・ 総合支所の地域ケア連絡会、地域合同包括ケア会議、介護予防ケアマネジメント事例検討会
全区版 地域ケア会議	1回	1回	・ 全区で取り組むべき課題の解決に向けた検討を行い、課題解決のために必要な取組みを明らかにし、政策の立案に向け、区に提言を行う。 ・ 地域保健福祉審議会を充てる ・ 令和7年度テーマ「対象を限らない見守り」

(5) 在宅医療・介護連携

① 在宅療養相談窓口（平成30年4月開設）

- ・ 相談件数 令和7年度 14,419 件（令和6年度 12,691 件）
- ・ 在宅療養・ACP ガイドブック（令和2年度発行）

② 地区連携医事業（在宅医療・介護ネットワーク構築、事例検討、勉強会、区民向け講座等）

- ・ 毎月実施 うち1回は、全地区対象の地区連携医事業研修会
- ・ 区ホームページにて事業予定（カレンダー）を関係者へ情報提供

(6) 地域包括ケアの地区展開

福祉の相談窓口

- ・ 相談件数（あんしんすこやかセンター受付）
令和7年度 3,996 件（令和6年度 3,440 件）

令和 7 年度高齢者虐待対策の取組みについて

1. 高齢者虐待対策の取組み

(1) 高齢者虐待対策地域連絡会および高齢者虐待対策検討担当者会

- ① 連絡会（学識経験者、医師、弁護士、警察、民生委員などで構成）・・・年 1 回
- ② 担当者会（区職員、あんしんすこやかセンター職員、社会福祉協議会職員などで構成）・・・年 2 回

(2) 虐待対応ケア会議

- ・ 398 件の事例について、ケア会議を 623 回実施（過年度からの継続案件含む）。

(3) 一時生活援助施設の運営・・・利用実績 16 名（新規 15 名）うち虐待事例は 3 件

(4) 対応力向上を目指した事業者への研修

- ・ 研修は年 3 回実施（企画、運営は高齢者虐待対策検討担当者会）

【第 1 回】参加者数：48 名 動画視聴回数：318 回

講義：～支援者側への支援について～虐待者及び被虐待者を支援する職員を守るために

講師：土屋 典子 氏（立正大学社会福祉学部 教授、安心づくり・安全探しアプローチ研究会共同代表）

実施方法：集合および動画配信

【第 2 回】参加者数：34 名 動画視聴回数：212 回

講義：「これって虐待？」～気づきから支援へつなぐ実践力向上のための基礎研修～

講師：下江 佳代子 氏（一般社団法人 権利擁護支援プロジェクトとともす）

実施方法：集合および動画配信

【第 3 回】参加者数：43 名 動画視聴回数：105 回

講義：「経済的虐待対応スキルアップ」～事実の把握と適切な支援につなげるために～

講師：川崎 裕彰 氏（かわさき社会福祉士事務所 所長）

実施方法：集合および動画配信

(5) 普及啓発

- ① 区のおしらせ（令和 8 年 1 月 1 日号）にて、普及啓発記事を掲載

- ② 各啓発用配布物の発行・配布

各総合支所保健福祉センター保健福祉課(区内 5 箇所)や、各地域のあんしんすこやかセンターに配布している、職員・事業者・区民向け啓発用配布物については、及び適宜、内容の見直しを行っている。

用途	配布物名称
職員・事業者向け啓発用	高齢者虐待対応の手引き
施設従事者向け啓発用	養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き
区民向け啓発用	防ごう！高齢者虐待

2. 令和 7 年度の相談・通報実績

【2～5 頁】参照

(1) 養護者による虐待

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
通報(件)	241	305	224	244
認定(件)	155	179	143	148
新規相談・通報受理件数			6年度	7年度
			224	244
相談・通報者 (重複有)	介護支援専門員	82	83	人
	介護保険事業所職員	15	19	人
	医療機関従事者(医師含む)	11	14	人
	近隣住民・知人	11	9	人
	民生委員	1	0	人
	被虐待者本人	3	3	人
	家族・親族	9	12	人
	虐待者自身	2	2	人
	区職員(あんしんすこやかセンター職員含む)	37	42	人
	警察	51	68	人
	その他・匿名・不明	5	2	人
	合計(延べ)	227	254	人

相談・通報を受けた事例の状況			6年度	7年度	
事実確認の状況	調査の結果	虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	143	148	件
		虐待ではないと判断した事例	63	87	件
		虐待の判断に至らなかった事例	4	4	件
	事実確認調査を行っていない事例(明らかに虐待ではなく調査不要と判断したもの、今後調査を予定している又は検討中のもの)		13	5	件
内訳	虐待の種別・ 類型(重複有)	身体的虐待	81	84	件
		介護・世話の放棄、放任	31	40	件
		心理的虐待	68	67	件
		性的虐待	0	1	件
		経済的虐待	22	31	件
	被虐待者の 性別	男性	37	34	人
		女性	106	114	人
	被虐待者と 虐待者の関係 (被虐待者か ら見た続柄) (重複有)	夫	33	24	人
		妻	9	9	人
		息子	51	62	人
		娘	38	39	人
		息子、娘の配偶者	1	4	人
		兄弟姉妹	4	10	人
		孫	2	1	人
		その他・不明	8	10	人

令和7年度に虐待対応を行った事例			6年度	7年度	
			143	148	人
虐待への対応策	分離の有無	分離を行った事例	12	18	人
		分離していない事例	115	108	人
		対応検討中	3	4	人
		虐待判断時点で入院、別居等の状態	12	18	人
		その他(前年度からの継続含む)	1	0	人
		合計	143	148	人
	分離を行った事例の対応の内訳	契約による介護保険サービスの利用	4	11	人
		老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	0	4	人
		緊急一時保護	1	0	人
		医療機関への一時入院	4	3	人
		上記以外の住まい・施設等の利用	2	0	人
		虐待者を高齢者から分離（転居等）	1	0	人
		合計	12	18	人
	分離していない事例の対応の内訳（重複有）	養護者に対する助言・指導	51	54	人
		養護者が介護負担軽減のための事業に参加	5	4	人
		被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	5	9	人
		ケアプランの見直し	34	19	人
		介護保険サービス以外のサービスを利用	4	8	人
		その他	12	9	人
		見守りのみ	37	37	人
		合計（延べ）	148	140	人
調査対象年度 末日での状況		対応継続	66	89	人
		終結	52	59	人
		合計	118	148	人

(2) 養介護施設従事者等による虐待

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
通報(件)	39	35	31	23
認定(件)	8	8	9	6

通報対応件数		6年度	7年度	
		31	23	件
通報を受けた 養介護施設・事業所の種別	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	12	7	件
	老人保健施設	3	2	件
	介護医療院・介護療養型医療施設	2	3	件
	（住宅型）有料老人ホーム	0	0	件
	（介護付き）有料老人ホーム	8	8	件
	小規模多機能型居宅介護等	2	1	件
	短期入所施設	0	0	件
	訪問介護等	1	0	件
	通所介護等	3	2	件
	居宅介護支援等	0	0	件
	サービス付き高齢者向け住宅	0	0	件
	合計	31	23	件
相談・通報者 （重複有）	介護支援専門員	2	0	人
	当該施設職員	8	8	人
	当該施設元職員	0	1	人
	施設・事業所の管理者	12	7	人
	医療機関従事者（医師含む）	0	2	人
	被虐待者本人	0	0	人
	家族・親族	1	5	人
	警察	3	1	人
	その他・匿名・不明	5	3	人
	合計（延べ）	31	27	人

事実確認の状況	調査の結果	虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	9	6	件
		虐待ではないと判断した事例	14	8	件
		虐待の判断に至らなかった事例	2	2	件
	事実確認調査を行っていない事例（明らかに虐待ではなく調査不要と判断したもの、今後調査を予定している又は検討中のもの、都道府県に調査を依頼したもの）		6	7	件

虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例の内訳		6 年度	7 年度	
		10	6	件
虐待の種別・ 類型（重複有）	身体的虐待	5	4	件
	介護・世話の放棄、放任	2	1	件
	心理的虐待	2	2	件
	性的虐待	0	0	件
	経済的虐待	1	0	件
	合計（延べ）	10	7	件
被虐待者の性別	男性	2	1	人
	女性	8	5	人
	不明	0	0	人
虐待を行った 養介護施設等 の従事者 （重複有）	介護職	5	4	人
	看護職	0	0	人
	その他・不明	4	2	人
	合計（延べ）	9	6	人

令和7年度(年間) 高齢者孤立死の調査結果

高齢者が誰にも看取られずに自宅で死亡し、死後3日(当日・1日目・2日目までは含めない)を経過し発見されたもので、区及びあんしんすこやかセンターにて把握した件数を計上している。

1. 孤立死発見の状況

		世田谷地域	北沢地域	玉川地域	砧地域	烏山地域	合計
性 別	男	16	7	14	13	13	63
	女	8	6	5	3	7	29
年 齢	65～69歳	7	3	1	2	0	13
	70～79歳	10	4	4	6	12	36
	80～89歳	4	4	13	5	6	32
	90歳以上	3	2	1	3	2	11
発見までの期間	3日目	3	0	2	1	4	10
	1週間以内	7	9	5	5	3	29
	2週間以内	3	1	4	4	6	18
	2週間以上	11	2	8	6	6	33
	不明	0	1	0	0	1	2
サービス 利用状況 (重複利用あり)	介護保険サービス	5	1	4	2	2	14
	その他のサービス	5	1	3	3	1	13
	なし	13	8	10	9	16	56
	不明	4	3	5	4	2	18
合計		24	13	19	16	20	92

割合

性 別	男	女	合計
人	63	29	92
%	68%	32%	100%

年 齢	65～69歳	70～79歳	80～89歳	90歳以上	合計
人	13	36	32	11	92
%	14%	39%	35%	12%	100%

発見までの期間	3日目	1週間以内	2週間以内	2週間以上	不明	合計
人	10	29	18	33	2	92
%	11%	32%	20%	36%	2%	100%

サービス 利用状況	介護保険 サービス	その他の サービス	なし	不明	合計
人	14	13	56	18	101
%	14%	13%	55%	18%	100%

* 構成比は四捨五入しているため合計しても必ずしも100%とはならない

2. 発見までの期間とサービス利用状況

		3日目		1週間以内		2週間以内		2週間以上		不明	合計	
あり (重複利用あり)	介護保険サービス	4	3	12	11	1	0	1	0	0	18	14
	その他のサービス		3		8		1		1			13
なし		6		13		16		18		2	55	
不明		0		4		1		14		0	19	
合計		10		29		18		33		2	92	

3. 発見月の状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
男	4	5	4	8	9	1	7	5	5	6	7	2	63
女	4	3	0	3	1	1	0	3	5	2	3	4	29
合計	8	8	4	11	10	2	7	8	10	8	10	6	92

4. 発見までの期間と最初に異変を感じた人

最初に 異変を感じた人	期間	3日目	1週間以内	2週間以内	2週間以上	不明	合計
身内		1	5	2	1	1	10
近隣			4	1	10		15
友人			1	2	1		4
大家・不動産会社・管理人		1	2	5	8		16
職場関係者			1		3		4
後見人						1	1
民生委員							0
ケアマネジャー		3	1				4
生保CW			1	1	3		5
訪問介護ヘルパー		2	6				8
通所介護職員							0
配食サービス			1				1
安心コール							0
あんすこ		1	3	1			5
かかりつけ医関係		2			2		4
警備会社(見守り)							0
宅配業者			1	1			2
新聞配達			2	2	4		8
水道局					1		1
警察				2			2
介護タクシー				1			1
国勢調査員			1				1
		10	29	18	33	2	92

5. 年度別

令和3年度

		世田谷地域	北沢地域	玉川地域	砧地域	烏山地域	合計
性別	男	15	6	12	13	8	54
	女	3	5	6	6	4	24
年齢	65～69歳	3	0	4	5	2	14
	70～79歳	8	4	10	8	6	36
	80～89歳	5	3	3	4	4	19
	90歳以上	2	4	1	2	0	9
合計		18	11	18	19	12	78

		4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	合計
性別	男	14	20	8	13	55
	女	3	3	5	12	23
合計		17	23	13	25	78

令和4年度

		世田谷地域	北沢地域	玉川地域	砧地域	烏山地域	合計
性別	男	18	9	8	11	8	54
	女	14	7	3	6	1	31
年齢	65～69歳	6	2	1	0	3	12
	70～79歳	13	6	4	9	2	34
	80～89歳	11	8	5	7	4	35
	90歳以上	2	0	1	1	0	4
合計		32	16	11	17	9	85

		4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	合計
性別	男	12	22	7	13	54
	女	4	14	6	7	31
合計		16	36	13	20	85

令和5年度

		世田谷地域	北沢地域	玉川地域	砧地域	烏山地域	合計
性別	男	16	6	10	6	7	45
	女	10	1	7	2	6	26
年齢	65～69歳	2	2	4	0	0	8
	70～79歳	13	3	8	2	7	33
	80～89歳	7	2	4	4	3	20
	90歳以上	4	0	1	2	3	10
合計		26	7	17	8	13	71

		4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	合計
性別	男	15	11	9	10	45
	女	8	7	7	4	26
合計		23	18	16	14	71

令和6年度

		世田谷地域	北沢地域	玉川地域	砧地域	烏山地域	合計
性別	男	16	14	16	8	5	59
	女	15	0	10	9	5	39
年齢	65～69歳	3	0	3	5	0	11
	70～79歳	13	8	12	5	4	42
	80～89歳	13	6	9	5	5	38
	90歳以上	2	0	2	2	1	7
合計		31	14	26	17	10	98

		4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	合計
性別	男	12	19	16	14	61
	女	6	12	7	12	37
合計		18	31	23	26	98

令和7年度

		世田谷地域	北沢地域	玉川地域	砧地域	烏山地域	合計
性別	男	16	7	14	13	13	63
	女	8	6	5	3	7	29
年齢	65～69歳	7	3	1	2	0	13
	70～79歳	10	4	4	6	12	36
	80～89歳	4	4	13	5	6	32
	90歳以上	3	2	1	3	2	11
合計		24	13	19	16	20	92

		4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	合計
性別	男	13	18	17	15	63
	女	7	5	8	9	29
合計		20	23	25	24	92

令和 8 年 7 月 2 9 日
保 健 福 祉 政 策 部
生 活 福 祉 課

世田谷区終活支援センターの開設について

今後も高齢者人口の増加が見込まれる中で、頼れる身寄りのない方など不安を抱く方が直面する終活の課題は、医療、介護、葬儀、遺品整理、相続など多岐にわたっています。

こうした状況を踏まえ、区民一人ひとりの置かれている環境に応じた相談・支援体制の整備を図るため、令和 8 年 7 月 1 日に世田谷区終活支援センターを開設しましたので、その概要について改めてご案内いたします。

記

1 終活支援センターの概要

(1) センターの役割

終活支援センターは、終活に関する区民からの相談を受け付け、その内容を整理したうえで、助言や情報提供を行うとともに、必要に応じて関係機関や各種制度へおつながりする総合的な相談窓口です。

また、相談内容に応じて、あんしんすこやかセンターをはじめとする関係機関と連携しながら、必要な支援や制度の利用につなげてまいります。

なお、本センターは、次の二つの事業を柱とし、世田谷区社会福祉協議会へ委託する手法により実施いたします。

(2) 事業の柱

① 総合相談窓口（対象：区内在住の方およびそのご家族の方）

- ・ 電話、来所等による相談対応（一般相談）

※月 1 回、各総合支所（砦を除く）の区民相談室にて一般相談の出張対応を実施

- ・ 弁護士による法律相談（専門相談）
- ・ 終活講座の実施等の普及啓発
- ・ 関係機関への案内・連携 等

② 高齢者終身サポート事業（対象要件あり※）

頼れる身寄りがなく、生活に不安を抱える高齢者を対象に、定期的な連絡や訪問による状況確認を行うとともに、入院・入所時や死後に必要となる手続きを支援する事業です。主な支援内容は以下のとおりです。

- ・金銭管理手続き支援
 - ・入院・入所に関する手続き支援
 - ・死後事務に関する支援（火葬・納骨、賃貸物件の解約や家財処分など）等
- （※主な対象要件）
- ・区内在住の65歳以上の高齢者の方
 - ・単身世帯で家族による支援が見込めない方
 - ・住民税非課税世帯の方
 - ・生活保護を受給していない方
 - ・利用料や預託金を支払うことが可能な方 等

2 設置場所

世田谷区成城6-3-10 成城6丁目事務所棟3階

3 広報について

（1）主な広報物

- ・チラシ
- ・パンフレット
- ・エンディングノート（名称：私のエンディングノート）

（2）広報物配布場所

- ・終活支援センター
- ・各地域社会福祉協議会事務所
- ・生活福祉課 ほか

（3）広報誌及びホームページ

- ・区のおしらせ「せたがや」（令和8年7月1日号）に掲載済み。
- ・区ホームページ及び世田谷区社会福祉協議会ホームページに掲載中。
（区ホームページ：<https://www.city.setagaya.lg.jp/02412/33508.html>。
ページID：33508。
広報物のデータは、当該ホームページからダウンロードいただけます。）

4 エンディングノートについて

終活に関する普及啓発の一環として、区が新たに作成し、無償で配布しております。配布にあたっては、各あんしんすこやかセンター等の協力を得ながら行っております。

なお、本エンディングノートは、社会福祉協議会がこれまで制作・販売していたエンディングノート「私のノート」（現在は販売終了）とは別の冊子です。

5 その他

終活支援センターでは、終活に関する総合相談窓口として、あんしんすこやかセンターや関係機関と連携しながら、区民の不安の軽減を図るとともに、この先の人生をより自分らしく生きるための準備を支援してまいります。

また、今後、利用状況や相談内容等を整理・分析しながら、より効果的な事業運営に取り組んでまいります。

終活支援センター

入院や
もしもの時の
手続きが心配終活といっても何から
手を付ければよいのか
分からない頼れる
身寄りがいない家族に負担を
かけたくない

一人で悩む必要はありません。
そのご不安、まずは私たちに
お聞かせください。
※相談は無料です

当センターでご利用いただける2つのサービス

ご利用いただける方 世田谷区在住の方、そのご家族の方

① 終活総合相談

身寄りの有無や世帯構成を問わず
ご利用いただけます

一般相談

相談員が、皆様の終活に関する不安や「これから」の考えを整理するお手伝いをします。

専門相談

弁護士による無料の「あんしん法律相談」で遺言や相続等の疑問にお答えします。

終活講座の開催

終活に関する様々なテーマの講座を開催します。

エンディングノートの配布

家族への想いやご自身の希望などを記すエンディングノートを無料で配布します。

講師派遣

相談員が講師となり、終活に関するお話をします。



配布設置場所

- ・終活支援センター
- ・各地域社会福祉協議会事務所
- ・各あんしんすこやかセンター など

② 高齢者終身サポート事業「えんのつづき」

頼れる身寄りがなく資力が十分でない高齢の方を対象に、入院、入所した時やお亡くなりになった時などのサポートを行う事業です。

対象要件等
詳細は裏面を
ご覧ください →

高齢者終身サポート事業

「えんのつづき」

頼れる身寄りがなく資力が十分でない
高齢の方を対象に、入院、入所した時や
お亡くなりになった時などの
サポートを行う事業です。



ご利用いただける方(以下のすべてに該当する方)

※当てはまるか分からない場合も、まずはご相談ください。

- ☒ 65歳以上の方
- ☒ 世田谷区内在住で住民票も世田谷区内にある方
- ☒ 単身世帯で子や孫がいない方
※同居親族や、配偶者・子・孫が障害や認知症のため
支援が受けられない場合は対象
- ☒ サービス内容や契約内容を理解し、
自らの意思で契約できる方
- ☒ 生活保護を受給していない方
- ☒ 住民税非課税世帯の方
- ☒ 公正証書遺言で遺言執行者を定めることができる方
- ☒ 利用料や必要な選択サービスの預託金を
支払うことができる方

ご利用までの流れ

おおよそ、4～6か月かけて丁寧にすすめます。



支援内容・利用料

月に1回の電話と半年に1回の訪問を通じて、安心した生活を支援します。(訪問の月は、電話連絡はありません)

- 月額利用料 1,000円(税別) ※別途振替手数料がかかります。
- 選択サービス(預託金は条件により分納のご相談が可能です)

金銭管理 手続き支援

入院、一時的な体調不良や怪我などの際に、公共料金の支払い等をします。

利用料

1時間以内 2,000円^①

預託金

10～30万円^②

入院・入所 手続き支援

入院・入所時の手続きや支払いの支援、留守中のご自宅の管理を支援します。

利用料

無料

預託金

30万円^③

賃貸物件契約・ 更新時の 緊急連絡先対応

賃貸物件契約・更新時の緊急連絡先となります。(保証人ではありません)

利用料

無料

預託金

不要

火葬・納骨 支援

火葬の手配や納骨の手配を行います。

利用料

無料

預託金

35万円

死後の 賃貸物件対応

お亡くなりになった後、賃貸物件の解約や家財処分等を行います。

※相続人がいない方のみ対象

利用料

無料

預託金

30～50万円^④程度

①1時間を超える場合は30分毎に1,000円加算。利用料は税別です。 ②任意の額で設定できます。

③施設入所の場合は、施設費用の3か月分の金額となります。 ④部屋の広さによって変動します。

お問合せ・ご相談窓口



世田谷区 終活支援センター

(世田谷区委託事業 運営:世田谷区社会福祉協議会)

〒157-0066 世田谷区成城6-3-10 成城6丁目事務所棟3階

TEL 03-6411-3715

FAX 03-6411-2247

※電話がつながるのは令和8年7月1日からです

受付時間: 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分(祝日・年末年始を除く)

URL: <https://www.setagayashakyo.or.jp/service/shuukatsu>

令和8年7月1日作成

令和8年7月29日
高 齢 福 祉 部

第9期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の取組状況について

1 主旨

「第9期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（以下、「高齢・介護計画」）取組状況」及び「介護保険事業の実施状況」の令和7年度実績について報告する。

2 第9期高齢・介護計画取組状況について

（1）報告にあたっての考え方

計画を構成する取組みを網羅的に報告するのではなく、令和7年度までに新たに実施した取組みや拡充した取組みがあり、計画の最終目標を上回ることが確実または見込まれる場合は、「計画を上回った」取組みとし、令和7年度までの計画を達成することができず、このままだと計画の最終目標を下回ることが見込まれ、見直しの必要がある場合は、「計画を下回った」取組みとする。

（2）各取組みの概況

概況	計画どおり	上回った	下回った
取組み数	48	3	3

（3）令和6年度からの推移

令和6年度において「計画を下回った」取組みにおける令和7年度までの推移は以下のとおり。

- ▶ 介護予防・日常生活支援総合事業の取組み（重度化防止）
令和6年度「下回った」 ⇒ 令和7年度「下回った」
- ▶ 早期発見と適切な初期対応（認知症施策の総合的な推進）
令和6年度「下回った」 ⇒ 令和7年度「上回った」
- ▶ 認知症の理解、認知症観の転換の促進（同）
令和6年度「下回った」 ⇒ 令和7年度「下回った」

3 介護保険事業の実施状況について

令和7年度の介護保険事業の実施状況（速報版）について報告する。

計画値と比べ、被保険者数については100.4%、要介護・要支援認定者数については99.6%、給付費については97.5%とおおむね計画通りである。

※それぞれの報告内容の詳細は、別紙「第9期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）取組状況」及び資料6「介護保険事業の実施状況（令和7年度集計 速報版）」のとおり。

第9期世田谷区

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

(令和6年度～令和8年度)

(2024年度～2026年度)

取組状況

(令和7年度実績)

令和8年7月

世田谷区

目 次

◇評価にあたっての考え方◇	1
1 評価指標の進捗状況	2
(1) 基本理念	2
(2) 計画目標	2
2 各施策の取組み状況	4
○施策の体系	4
I 区民の健康寿命を延ばす	6
(1) 健康づくり	6
(2) 介護予防	8
(3) 重度化防止	10
II 高齢者の活動と参加を促進する	12
(1) 参加と交流の場づくり	12
(2) 就労・就業	13
(3) 支えあい活動の推進	14
(4) 見守り施策の推進	15
(5) 認知症施策の総合的な推進	16
III 安心して暮らし続けるための医療・介護・福祉サービスの確保を図る	19
(1) 相談支援の強化	19
(2) 在宅生活の支援と安心できる住まいの確保	20
(3) 成年後見制度の推進	23
(4) 在宅医療・介護連携の推進	24
(5) 介護人材の確保及び育成・定着支援	25
(6) 安全・安心への取組み	26
IV 介護保険制度の円滑な運営	30
○第9期介護施設等整備計画の進捗状況	31

◇評価にあたっての考え方◇

○評価指標について

基本理念及び各計画目標に定められた評価指標の令和7年度末状況を記載しています。

<イメージ>

住み慣れた地域で支えあい、自分らしく安心して暮らし続けられる地域社会の実現			
評価指標	現状 (令和4年度)	実績	目標 (令和7年度)
幸福度の平均値 「あなたは現在の程度 幸せですか」 (0～10点)	(認定なし～要支援) 7.4点	(認定なし～要支援) 7.4点(±0.0)	(認定なし～要支援) 7.6点(+0.2)
	(要介護) 6.4点	(要介護) 6.6点(+0.2)	(要介護) 6.6点(+0.2)

令和7年度末状況を記載

○各施策について

各施策の取組みについて進捗状況を「計画どおり・計画を上回った・計画を下回った」で概況を示すとともに、計画を上回った、または下回った場合は、その理由と今後の取組み等について記載しています。

なお、「計画どおり・計画を上回った・計画を下回った」の基準は以下のとおりです。

①計画どおりとなった取組み

- ・令和7年度までの計画を予定どおり達成することができた場合
- ・令和7年度までの計画を予定どおり達成することはできなかったものの、現計画における最終目標を達成することが確実または見込まれる場合
- ・当初の計画を前倒しするなど、予定以上に取り組むことができたが、現計画の最終目標を上回ることを見込んでいない場合

②計画を上回った取組み

令和7年度までに新たに実施した取組みや拡充した取組みがあり、目標を上回ることが確実または見込まれる場合

③計画を下回った取組み

令和7年度まで計画を達成することができず、目標の達成に向けて見直しを図る必要がある場合

※なお、計画数値がある取組みについては、令和7年度の実績を記載したうえで、①～③の内容を記載しています。(①に該当した場合は、数値実績のみ記載。)

<イメージ>

項目名		令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防筋力アップ教室の参加者数	計画	延2,080人	延2,400人	延2,800人	延3,200人
	実績		延2,097人	延2,284人	—

令和7年度の計画数値に対する実績と令和7年度の進捗を記載

令和7年度末進捗

計画を下回った

【計画を上回った・下回った理由と今後の取組み】

令和7年度は、プログラムの変更に伴う事業者への周知や新規事業者への対応が想定していたより時間を要し、あんしんすこやかセンターによる事業対象者へのアプローチが遅れてしまった。令和8年度は、事業周知の時期や実施方法を見直すとともに、今まで地域偏在でサービスを利用できなかった地域のあんしんすこやかセンター職員への事業内容理解の促進を図り、参加人数の増加を図る。

1 評価指標の進捗状況

(1) 基本理念

住み慣れた地域で支えあい、自分らしく安心して暮らし続けられる地域社会の実現

評価指標	現状 (令和4年度)	実績	目標 (令和7年度)
幸福度の平均値 「あなたは現在どの程度 幸せですか」 (0～10点)	(認定なし～要支援) 7.4点 (要介護) 6.4点	(認定なし～要支援) 7.4点(±0.0) (要介護) 6.6点(+0.2)	(認定なし～要支援) 7.6点(+0.2) (要介護) 6.6点(+0.2)

(2) 計画目標

I 区民の健康寿命を延ばす

評価指標		現 状		実 績		目 標	
		時点		時点		時点	
①	65歳健康寿命 【要介護2】 (東京保健所長会 方式)	3年	男性) 83.49歳 女性) 86.08歳	6年	男性) 83.30歳 (-0.19) 女性) 85.97歳 (-0.11)	8年	男性) 83.99歳 (+0.50) 女性) 86.55歳 (+0.47)
②	主観的健康観 「現在のあなたの 健康状態はいかが ですか」	4年度	「とてもよい+まあ よい」 77.2%	7年度	「とてもよい+まあ よい」 81.7% (+4.5)	7年度	「とてもよい+まあ よい」 82.4% (+5.2)以上
③	年齢階層別の 認定率 (75～84歳)	4年度	19.4%	7年度	18.9%	8年度	19.4%

Ⅱ 高齢者の活動と参加を促進する

評価指標		現 状		実績		目 標	
		時点		時点		時点	
④	地域活動等の参加状況 「現在、地域で参加している活動や講座はありますか」	4 年度	「はい」 16.9%	7 年度	「はい」 20.9% (+4.0)	7 年度	「はい」 21.4% (+4.5) 以上
⑤	外出頻度 「週に1回以上は外出していますか」	4 年度	「週2回以上の外出」 81.4%	7 年度	「週2回以上の外出」 88.2% (+6.8)	7 年度	「週2回以上の外出」 87.6% (+6.2) 以上
⑥	会話頻度 「ふだん、どの程度、人(家族を含む)とあいさつ程度の会話や世間話をしますか(電話を含む)」	4 年度	「毎日」 77.3%	7 年度	「毎日」 76.9% (-0.4)	7 年度	「毎日」 78.6% (+1.3) 以上
⑦	地域等での役割期待度 「お住まいの地域の人から何らかの役割を期待されたり、頼りにされたりしていると思いますか」	4 年度	「とてもそう思う＋そう思う＋ややそう思う」 29.0%	7 年度	「とてもそう思う＋そう思う＋ややそう思う」 28.5% (-0.5)	7 年度	「同左」 33.2% (+4.2) 以上

Ⅲ 安心して暮らし続けるための医療・介護・福祉サービスの確保を図る

評価指標		現 状		実績		目 標	
		時点		時点		時点	
⑧	あんしんすこやかセンターの認知度	4 年度	(認定なし～要支援) 56.8% (要介護) 74.8%	7 年度	(認定なし～要支援) 59.0% (+2.2) (要介護) 64.9% (-9.9)	7 年度	(認定なし～要支援) 90.0% (+33.2) (要介護) 100.0% (+25.2)
⑨	ACPの実践の割合 「あなたは、人生の最期や終末期の過ごし方について家族や友人等の親しい人と話し合ったことがありますか」	4 年度	「詳しく話し合ったことがある＋少し話し合ったことがある」 (認定なし～要支援) 54.0% (要介護) 47.4%	7 年度	「詳しく話し合ったことがある＋少し話し合ったことがある」 (認定なし～要支援) 42.2% (-11.8) (要介護) 50.0% (+2.6)	7 年度	「同左」 (認定なし～要支援) 58.9% (+4.9) (要介護) 54.8% (+7.4)
⑩	在宅で看取られた高齢者の割合	4 年	在宅看取り死の割合 37.6%	6 年	在宅看取り死の割合 38.7% (+1.1)	8 年	在宅看取り死の割合 37.6%
⑪	介護施設等整備計画の目標達成度	4 年度	—	7 年度	第9期介護施設等整備計画の進捗状況(P.31)参照	8 年度	整備目標の達成

2 各施策の取組み状況

○施策の体系

計画目標等	施策	
Ⅰ 区民の健康寿命を延ばす	1 健康づくり	
	2 介護予防	
	3 重度化防止	
Ⅱ 高齢者の活動と参加を促進する	1 参加と交流の場づくり	
	2 就労・就業	
	3 支えあい活動の推進	
	4 見守り施策の推進	
	5 認知症施策の総合的な推進	
Ⅲ 安心して暮らし続けるための医療・介護・福祉サービスの確保を図る	1 相談支援の強化	
	2 在宅生活の支援と安心できる住まいの確保	(1)在宅生活の支援
		(2)民間賃貸住宅への入居支援
		(3)介護施設等の整備
		(4)虐待対策の推進
	3 成年後見制度の推進	
	4 在宅医療・介護連携の推進	
	5 介護人材の確保及び育成・定着支援	
	6 安全・安心への取組み	(1)災害への対応
		(2)健康危機への対応
(3)消費者としての高齢者の保護		
(4)地域における防犯対策の強化		
Ⅳ 介護保険制度の円滑な運営		

取組み

①保健事業と介護予防の一体的な取組みの推進 ②区民の健診データ等を活用した重症化予防の取組みの推進 ③がん検診等による早期発見と相談機能の充実 ④こころの健康づくりに関する包括的な支援体制づくり ⑤食・口と歯の健康づくりの質の向上 ⑥予防接種の事業の充実	
①介護予防のための外出・社会参加促進の取組み ②介護予防・生活支援サービスのさらなる充実 ③多様な手法による介護予防ケアマネジメントの質の向上	
①適切なケアマネジメントの推進 ②介護サービス事業所の取組み支援 ③介護予防・日常生活支援総合事業の取組み	
①高齢者の社会参加の促進への支援 ②高齢者の多様な居場所づくり ③生涯学習や文化活動ができる環境づくり	
①総合的な連携枠組みの整備 ②あったかサロンの今後の対応	
①地域資源の開発とネットワークづくりの強化 ②地域人材の発掘・育成・活用 ③地域支えあい活動の支援	
①4つの見守り施策の着実な実施 ②ハイブリッド型見守り施策の検討	
①早期発見と適切な初期対応 ②認知症の理解、認知症観の転換の促進 ③「備え」や「予防」の推進 ④本人発信・社会参加の推進 ⑤若年性認知症への対応 ⑥地域づくりの推進 ⑦暮らしと支えあいの継続の推進	
①あんしんすこやかセンターの相談支援の充実 ②地域ケア会議の充実	
①在宅生活を支える取組みの充実と見直し ②家族介護者に対する支援 ③多機関連携による相談体制の充実	
①民間賃貸住宅への入居支援策の推進	
①世田谷区介護施設等整備計画に基づく取組み	
①高齢者虐待対策の推進	
①成年後見制度の普及啓発及び利用促進 ②権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化と支援者のスキルアップ ③成年後見人等の担い手の確保・育成の推進	
①在宅医療・ACPの普及啓発 ②在宅医療・介護のネットワークの構築 ③在宅医療・介護関係者間の情報の共有支援	
①さらなる介護職の魅力発信 ②多様な人材の確保・育成 ③働きやすい環境の構築に向けた支援	
①災害への備えの普及啓発と地域防災力の向上 ②避難行動要支援者への支援の推進	
①新型コロナウイルス感染症を踏まえた新興・再興感染症対策の充実 ②日常生活における健康被害の予防啓発活動の推進 ③震災等災害発生時への備えと保健医療体制の整備	
①消費者保護施策の推進	
①防犯意識の向上 ②特殊詐欺対策の推進 ③見守りの充実	
①介護サービス量の見込み ②地域支援事業の量の見込み ③第1号被保険者の保険料 ④給付適正化の推進 ⑤制度の趣旨普及・低所得者への配慮等 ⑥サービスの質の向上	

I 区民の健康寿命を延ばす

(1) 健康づくり

基本的な考え方

区民が高齢になっても、自らの心身の状況に合わせ、生きがいをもちながら健康づくりに取り組み、地域において生き生きと暮らし続けられるよう、健康長寿を推進していきます。

取組み

①保健事業と介護予防の一体的な取組みの推進

区の高齢者の保健や介護予防にかかわる関係所管が、緊密に連携し、「通いの場」への医療専門職派遣などを通じてフレイル予備群を把握し、低栄養や筋力低下等の状態に応じた保健指導や生活機能向上に向けた健康相談等の支援に取り組みます。

また、あんしんすこやかセンターと連携して医療・介護予防事業等につなぐ取組みを進めていきます。

令和7年度末進捗 計画どおり

②区民の健診データ等を活用した重症化予防の取組みの推進

これまで国民健康保険において取り組んできた、健診データを活用し対象者に保健指導を実施する糖尿病性腎症重症化予防事業の対象者を、後期高齢医療保険にも拡大し、実施していきます。

令和7年度末進捗 計画どおり

③がん検診等による早期発見と相談機能の充実

引き続き、要精検率（がん検診受診者のうち、要精密検査になった割合）等の分析を行い、がん検診の質を向上させることで、対策型がん検診の精度管理を推進します。

また、アピアランス支援の視点を取り入れたがん相談（がん治療に伴う外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するケア）を令和5年度より新たに実施するとともに、引き続き図書館、三茶おしごとカフェでの出張相談を実施します。

さらには、関係所管と連携したオンライン相談実施の検討や、各種がん相談の認知度向上に向けた広報活動の見直し等に取り組みます。

令和7年度末進捗 計画どおり

④こころの健康づくりに関する包括的な支援体制づくり

メンタルヘルスの不調や困りごとに早期に対応するため、相談窓口の情報発信の充実、閉庁時の夜間・休日こころの電話相談などの拡充に取り組みます。さらに、当事者の家族や広く区民に対して、こころの健康に対する理解促進を関係所管と連携して一層進めていきます。

令和7年度末進捗 計画どおり

⑤食・口と歯の健康づくりの質の向上

フレイルの要因のひとつである低栄養予防のため、具体的な食品や量を提示した食生活チェックシートをあんしんすこやかセンターで活用するなど関係所管と連携して普及啓発に取り組みます。また、高齢者に関わる医療及び介護支援、介護予防、健

康づくり担当の管理栄養士等で作成した食形態の栄養情報項目を活用し、施設、病院、地域をつなぐ食連携を進めます。

口と歯の健康は、全身の健康にも影響することから、オーラルフレイル対策や歯科健診の受診率向上の取組み、生活環境に応じた取組みを実施していきます。

令和7年度末進捗 計画どおり

⑥予防接種の事業の充実

高齢者の予防接種事業として、感染予防と重症化予防のため、B類疾病として予防接種法により定期予防接種に指定されている季節性インフルエンザと肺炎球菌の予防接種について、引き続き個別勧奨により推進していくとともに、新型コロナワクチンについても接種希望者が速やかに接種を受けられるための必要な体制を確保していきます。また令和5年7月1日より、任意接種となっている帯状疱疹予防接種の費用助成を開始し、帯状疱疹の罹患や合併症としての神経痛などの予防に取り組みます。

令和7年度末進捗 計画どおり

(2) 介護予防

基本的な考え方

「介護予防」は、要介護や要支援の状態となることの予防または軽減、悪化の防止に資する取組みです。高齢者が住み慣れた地域で、いきいきと自分らしく、生きがいをもって暮らし続けられるよう、区民やNPO、医療機関、介護事業者など、多様な主体が高齢者の自立した生活を支える介護予防のためのサービスを推進します。

取組み

①介護予防のための外出・社会参加促進の取組み

- ・高齢者が身近な場所で交流し、介護予防に取り組む「通いの場」を充実させるため、介護予防手帳をより多くの方々へ配布するとともに、世田谷いきいき体操の普及啓発や、介護予防に取り組む自主活動団体に対する補助事業、運動指導員の派遣等を通じて、区民が主体的に取り組む介護予防の活動を支援していきます。
- ・自宅で介護予防に取り組めるオンライン形式の介護予防講座を継続するとともに、高齢者が積極的に外出して歩くことを通じて人の交流、地域活動の参加等に繋がる事業を実施するなど、高齢者の介護予防の機会拡充を図っていきます。
- ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の取組みや医療機関との連携の中で、フレイルのリスクがある高齢者を把握して「通いの場」につなぐなど、関係所管が連携した介護予防の取組みを推進します。

項目名		令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防普及啓発講座 参加者数	計画	延13,600人	延13,850人	延13,850人	延14,000人
	実績		延13,808人	延13,017人	—

令和7年度末進捗 計画を下回った

【計画を上回った・下回った理由と今後の取組み】

令和7年度より一部で事業実施方法等見直しを行ったが、変更内容を浸透しきれない部分もあり参加者が減少した。令和8年度は、サービスに繋げるあんしんすこやかセンター職員への事業内容の浸透を図り、参加者数の増加を図る。

②介護予防・生活支援サービスのさらなる充実

- ・支えあいサービスについては、社会福祉協議会と連携しながら日常生活支援者養成研修等を通じてサービスを提供するボランティアの確保に継続して取り組んでいきます。
- ・地域デイサービスや介護予防筋力アップ教室については、実施場所の地域的な偏在を解消するため、サービスの担い手となる新たな運営団体や事業者の確保に向け、従来の取組みに加え、補助や委託の要件等の見直しなど、サービスに参入しやすい環境づくりを進めます。

項目名		令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
住民参加型・住民主体型サービスの参加者数	計画	延4,050人	延4,090人	延4,100人	延4,150人
	実績		延4,887人	延5,874人	—

令和7年度末進捗 計画を上回った

【計画を上回った・下回った理由と今後の取組み】

研修やワークショップの継続実施等により、地域デイサービス新規団体が立ち上がるとともに、立ち上がった新規団体の地区が活動場所のマッチングにより地域デイの空白地区での立ち上げだったため計画を上回る結果となった。

また、研修にあんしんすこやかセンター職員も参加し団体との情報交換を実施するなど、あんしんすこやかセンターから既存団体へ参加者の紹介が一部で増加している。

③多様な手法による介護予防ケアマネジメントの質の向上

- ・介護予防ケアマネジメント研修については、福祉人材育成・研修センターと連携し、必要な知識と技術がより効果的に習得できる研修となるよう内容や進め方を見直すとともに、医療に関する専門知識を学ぶためのプログラムを研修に取り入れるなど、ケアマネジャー等の専門スキルの向上を図ります。
- ・あんしんすこやかセンターへの巡回によるケアプランの点検や地域ケア会議へのリハビリテーション専門職の派遣を通じてケアマネジメントの質のさらなる向上を図ります。

令和7年度末進捗 計画どおり

(3) 重度化防止

基本的な考え方

「重度化防止」とは、介護や支援が必要な状態となった方の要介護や要支援の状態等の軽減又は悪化の防止であり、「重度化防止」に資する取組みでは、個人の尊厳の保持と本人の意向に沿って行うことが求められています。また、介護保険法では、介護サービスの提供にあたっては重度化防止の視点が必要とされています。

取組み

①適切なケアマネジメントの推進

介護や支援が必要な高齢者のニーズや心身の状態、生活環境等を十分に把握し、それを踏まえて必要なサービスが利用できるよう支援する仕組みであるケアマネジメントは、要介護・要支援者の自立支援・重度化防止においても重要な役割を担っています。

また、ケアマネジメントでは、利用者の「個人の尊厳の保持」と能力に応じた「自立支援」を常に意識し、支援することが求められます。

そのため、介護給付適正化の一環として行うケアプラン点検やあんしんすこやかセンターによる包括的・継続的ケアマネジメント支援の充実を図るとともに、ケアマネジメントの質の向上に資する研修等を通じて、適切なケアマネジメントを実践するための必要な専門知識、技術の習得を推進していきます。

一方、ケアマネジャーの法定研修は都が実施することから、都の動向等を注視し、区が実施する法定外研修に反映させるなど必要な連携を図っていきます。

また、他のケアマネジャーへの助言・指導、保健・医療・福祉サービスを提供する者との連携調整などのための知識・技術を習得した主任ケアマネジャーによる地区・地域における相互の連携や活動を支援します。あわせて、あんしんすこやかセンターや職能団体との協力、連携を通じ、地域の課題に即した研修会の開催に取り組むとともに、在宅医療・介護連携の取組みを進めていきます。

令和7年度末進捗 計画どおり

②介護サービス事業所の取組み支援

介護サービス事業所がそれぞれの専門性を活かして提供するサービスが、より利用者の要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するサービスになるよう支援を充実させる必要があります。

介護サービス事業所が行う「自立支援・重度化防止」の取組みに対して、介護保険制度では介護報酬の加算等で評価する仕組みとなっていることから、介護サービス事業所が適切に加算等を取得できるよう情報提供や問い合わせ対応等を行っていきます。

また、事業者団体及び職能団体と連携した介護サービスの質の向上や利用者のニーズに沿ったサービス提供に資する取組み並びに自立支援・重度化防止に資する研修等を実施するとともに、様々な場を活用して、介護サービス事業所に対して重度化防止の取組みを紹介していきます。

項目名		令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
「自立支援・重度化防止」 に資する研修の参加者数	計画	延2,900人	延2,900人	延2,900人	延2,900人
	ケアマネジャー		延890人	延982人	—
	介護サービス従事者		延1,910人	延1,951人	—

令和7年度末進捗 計画どおり

③介護予防・日常生活支援総合事業の取組み

要支援等の高齢者が、支援が必要な状態等を軽減するため又は要介護にならないために、セルフマネジメントやフレイル予防等の必要な知識や身体能力等を得るための取組みを充実させる必要があります。

介護予防・日常生活支援総合事業で実施している理学療法士や管理栄養士などの専門職の訪問指導（訪問：短期集中型サービス）の活用を促進するとともに、より利用者が参加しやすいように介護予防筋力アップ教室（通所：短期集中型サービス）を開催していきます。

また、介護予防ケアマネジメントの質の向上のため、あんしんすこやかセンター職員や、要支援者のケアプランを担当する居宅介護支援事業所が自立支援・重度化防止の視点を持ち、ケアマネジメントを実践するために必要な専門知識、技術の習得を支援していきます。

項目名		令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防筋力アップ教室の 参加者数	計画	延2,080人	延2,400人	延2,900人	延3,200人
	実績		延2,097人	延2,284人	—

令和7年度末進捗 計画を下回った

【計画を上回った・下回った理由と今後の取組み】

令和7年度は、プログラムの変更に伴う事業者への周知や新規事業者への対応が想定していたより時間を要してしまったため、事業対象者へのアプローチの時間を十分に確保することが出来なかった。令和8年度は、事業周知の時期や実施方法を見直し、参加人数の増加を図る。

Ⅱ 高齢者の活動と参加を促進する

(1) 参加と交流の場づくり

基本的な考え方

高齢者人口が増加する中、高齢者が自らの能力や経験を活かし地域の中で様々な活動を行うためのきっかけづくりや情報提供など、社会参加のための支援を充実させることにより、高齢者が社会的に孤立せず、社会の一員として尊重され、社会や地域の貴重な支え手としても活躍できるよう施策を推進していきます。また、高齢者が主体に学び、楽しみ、交流できる場を創出することにより、生きがいを持って、自分らしく暮し続けることができるよう支援をしていきます。

取組み

①高齢者の社会参加の促進への支援

高齢者が、長年培った豊かな知識・経験等を生かし活躍できる機会を提供することで、社会の一員として活動へ参加するきっかけをつくるとともに、地域社会とのつながりを持ち、いつまでも地域でいきいきと暮らせるよう、施策を推進していきます。

高齢者の地域活動団体が、各団体のスキル等を生かし区民や地域を対象に実施する地域貢献事業を支援していきます。

また、高齢者クラブや生涯現役ネットワークが主体的に活動できるよう後押ししていきます。

令和7年度末進捗 計画どおり

②高齢者の多様な居場所づくり

高齢者が身近な地域で気軽に出かけていき、くつろいだり、他の高齢者や多世代の方と話したり交流できる場、健康づくりや学び、趣味の活動に参加できる場など、高齢者のニーズに応じた様々な居場所づくりに取り組んでいきます。

また、地域包括ケアの地区展開における四者連携の取組みや、社会福祉協議会が実施する「ふれあい・いきいきサロン」、「支えあいミニデイ」等も含め、高齢者の外出のきっかけとなるよう情報誌の発行やSNSを利用した周知などを行い、居場所の利用促進を図っていきます。

令和7年度末進捗 計画どおり

③生涯学習や文化活動ができる環境づくり

生涯学習を通じた生きがいづくり、仲間づくりができるよう、生涯大学やいきがい講座（陶芸・工芸）などシニア世代の継続的な「学び」の機会を提供していきます。さらにいきがい講座では、実施期間や回数、内容の見直しをおこない、より高齢者のニーズに応じた「学び」の場となるよう検討していきます。

また、地域での学びあい及び仲間づくりの入門講座として生涯学習セミナーを実施します。セミナー終了後は、自主グループとして地域において活動が続けられることを目標に、プログラム等を工夫しセミナーの充実を図っていきます。

令和7年度末進捗 計画どおり

(2) 就労・就業

基本的な考え方

令和4年度の高齢者ニーズ調査では、約31%の方が現在も働いている一方で、約5%の方が今後何らかの形で働きたいと考えているとの回答を得ました。

一人でも多くの方が働けるようにするため、通常就労だけでなく、短時間労働、在宅労働、単発労働など多様な就業マッチングが可能となるよう各事業を推進していきます。

取組み

①総合的な連携枠組みの整備

課題を解決し、高齢者が適切な就業の場へ円滑に踏み出すことや、様々な働き方を柔軟に使い分けることによりWell-being向上を実現するため、各機関の連携を高める枠組みの整備を進めます。

令和7年度末進捗 **計画どおり**

②あったかサロンの今後の対応

シルバー人材センターでのあったかサロン運営はコロナ禍以降休止中でしたが、活動日数を制限して再開しました。コロナ禍で運営に参加するボランティアの人数が不足しているため、新たな活動場所の展開など、ニーズに即した対応を行っていきます。

令和7年度末進捗 **計画どおり**

(3) 支えあい活動の推進

基本的な考え方

地域包括ケアの地区展開により、まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会の三者に児童館を加えた四者が連携して、地域の人材の発掘や地域資源の開発等に取り組むことで、地域の人と人々を繋げネットワーク化を促進し、身近な地区で住民同士が支え合う活動が続く地域社会づくりである「参加と協働による地域づくり」を推進します。

取組み

①地域資源の開発とネットワークづくりの強化

潜在化している個別課題や地域生活の課題を把握・分析するため、四者連携を基本としつつ、関係機関との連携を図ったアウトリーチ型出張相談など、これまでと異なる手法・視点を取り入れます。

把握した課題は、地区で共有し、課題解決に向けた検討を行う会議（第2層協議体）を開催し、住民主体の新たな生活支援サービスの創出や年代を越えた地域の人々との繋がり支援など、地域資源の発掘・創出、マッチングに取り組めます。

また、新たな地域資源の創出等とともに、既存のコミュニティの活用やネットワーク化を促進・強化することにより、地域の見守りや災害時の支えあいの仕組みづくりを支援します。

項目名		令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域住民の居場所や支えとなる地域資源数※ (累計)	計画	1,816か所	1,830か所	1,850か所	1,870か所
	実績		1,801か所	1,843か所	—

※子ども・若者関連施設、地域サロン、多世代交流の場等

令和7年度末進捗 計画どおり

②地域人材の発掘・育成・活用

地域活動への身近な経験を通じ福祉的な生活課題や地域生活の課題の解決に向け主体的に関わっていく人材を地域住民自らが育成していく活動を支援するため、地区サポーターなど地域で活動する方への研修体制を整備するとともに、地区の課題解決への取組みを担う協議体などへの積極的な参加を促します。また、多世代交流における人材として、高齢者と子どもとを繋ぐ人材を確保していきます。

令和7年度末進捗 計画どおり

③地域支えあい活動の支援

地域支えあい活動を引き続き推進するとともに、地域支えあい活動団体が継続して活動できるようスタッフの世代交代とノウハウの継承を図っていきます。

令和7年度末進捗 計画どおり

(4) 見守り施策の推進

基本的な考え方

ひとりぐらし高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、4つの見守り施策や民間事業者と協力した見守り等により、高齢者の生活状況の変化に対する住民や事業者、関係機関等による「気づき」を区やあんしんすこやかセンターにつなげる等により、地域での安心・安全な生活を支援します。

取組み

① 4つの見守り施策の着実な実施

引き続き、4つの見守りの実施等について見守り対象者のフォローの漏れがないよう、着実に実施していくとともに、見守り協定の締結事業者の拡大を図ってまいります。

令和7年度末進捗 **計画どおり**

② ハイブリッド型見守り施策の検討

これまで、民生委員をはじめ地域人材等を活用した「人の目」によるアナログ的な見守りを実施してきましたが、今後は、ICT機器等を活用したデジタル的な見守りの仕組みも取り入れて、アナログとデジタルのそれぞれの長所を活かしたハイブリッド型見守りについて、検討してまいります。

令和7年度末進捗 **計画どおり**

(5) 認知症施策の総合的な推進

基本的な考え方

2025年には65歳以上の高齢者の5人に1人が認知症になると見込まれています。認知症は誰もがなる可能性があり、一人ひとりが認知症を自分事として捉え、認知症になる前から備えるとともに、認知症になってからも、自分らしく安心して暮らしていくために、区民や地域団体、関係機関、事業者等との協働のもと認知症施策を総合的に進めていきます。

取組み

①早期発見と適切な初期対応

- ・早期発見に向け、もの忘れ自己チェックリスト等の利用促進を図るとともに、不安を抱いた方が、あんしんすこやかセンター（もの忘れ相談窓口）に相談し、必要に応じて医療機関とつながれるよう、もの忘れ相談窓口の周知の充実を図ります。
- ・認知症と診断された後の支援として、地域にある支援（サービス）をまとめた認知症あんしんガイドブック（認知症ケアパス）を医療機関やあんしんすこやかセンター等から本人や家族等へ配付するとともに、適切なサービスに繋がるよう地区医師会及び認知症疾患医療センター、区内協力医療機関とも連携し、相談支援体制の充実を図ります。

項目名		令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
あんしんすこやかセンターの 認知症に関する相談件数	計画	9,440件	9,580件	9,720件	9,860件
	実績		8,874件	13,714件	—

令和7年度末進捗 計画を上回った

【計画を上回った・下回った理由と今後の取組み】

30分以上の相談件数が増加した。令和7年度からあんしんすこやかセンターの相談の集計方法を変えたことも要因と考えられるため引き続き経過を見ていく。

②認知症の理解、認知症観の転換の促進

- ・多様な機会や媒体を活用し、誰もが認知症を「自分ごと」と捉え、希望のある新しい認知症観へ転換できるよう、条例の考え方の理解を深める取組みを推進します。また、地域情報を収集・共有できるようあんしんすこやかセンター等との連携を深めます。
- ・教育委員会や区立小中学校、高校、大学等にアクション講座の普及を図り、開催に向けた連携を進め、子どもや若者が認知症を学ぶ機会を作ります。令和5年度に作成した子ども向けアクションガイド(アクション講座のテキスト)を活用しながら、本人の声を聴き、交流を持つ体験を通じて、認知症を知り、できることを考えるきっかけづくりを行っていきます。

項目名		令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
条例に掲げる新しい認知症の イメージを持つ人の割合	計画	38.2%	42.6%	47%	51.4%
	実績		22.8%	20.2%	—

令和7年度末進捗 計画を下回った

【計画を上回った・下回った理由と今後の取組み】

条例に掲げる新しい認知症のイメージを持つ人の割合については、調査結果から、年齢や性別によって浸透度に差が見られる状況である。

認知症への理解の促進および認知症観の転換は短期間で達成できるものではないとの認識のもと、今後も多様な機会や媒体を活用し、幅広い世代に対する効果的な普及啓発の推進に努める。

③「備え」や「予防」の推進

- ・認知症及び軽度認知障害（MCI）の発症や進行を遅らせ、心身の健康を維持しながら社会生活を継続できるよう、介護予防の取組み等の機会を活用して必要な情報提供を行います。
- ・認知症になってからも、生活に必要な「備え」や「工夫」について、認知症あんしんガイドブック（認知症ケアパス）等を活用し、情報提供を行います。
- ・本人が希望を表出し、その希望を実現していく仕組み「私の希望ファイル」を地区のアクション等で推進するとともに、ケアマネジャー等専門職への本人の希望に寄り添う意識醸成に取り組みます。

令和7年度末進捗 計画を上回った

【計画を上回った・下回った理由と今後の取組み】

認知症への備えや予防の推進に向け、医師会と今後の方向性について意見交換を行うとともに、当初目標としていた「備え」や「予防」に関する情報提供にとどまらず、9月の認知症月間イベントにおいて、VRを活用した認知機能チェック相談会を試行的に実施した。

MCI（軽度認知障害）や認知症への気づき、早期の相談につなげることを目的とし、今後、フレイル予防や介護予防と連動させ、認知症の発症や進行を遅らせる取組みを推進していく。

④本人発信・社会参加の推進

- ・本人が自ら思いを発信できる場や社会で活躍できる場を広げるとともに、本人同士が出会える機会の創出やピアサポート（当事者同士の支え合い活動）の場づくり及び認知症バリアフリーを推進します。

令和7年度末進捗 計画どおり

⑤若年性認知症への対応

- ・若年性認知症の方が速やかに相談につながり、関係機関が連携した対応ができる相談支援体制の充実を図ります。また、通所や就労など本人の状況に応じた活動や本人同士が出会う機会や場づくりを進めていきます。

令和7年度末進捗 計画どおり

⑥地域づくりの推進

- ・地域のネットワークや地域包括ケアの地区展開による地域活動等を活かして、区民・地域団体・関係機関・事業者等が、本人とともに協働する「アクション」を全区で展開していきます。また、地域づくりの推進役が活動できる環境の整備を行います。
- ・警察署や関係機関等との連携を強化し、本人の安全・安心な外出を守る取組みを推進します。

項目名		令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症の本人が参画したアクションチームの結成地区数 (累計)	計画	14地区	18地区	23地区	28地区
	実績		26地区	28地区	—

令和7年度末進捗 計画どおり

⑦暮らしと支えあいの継続の推進

- ・もの忘れ相談や診断直後のケア、意思決定支援・権利擁護等、本人及び家族等介護者への関わりや相談支援体制を強化するとともに、医療機関等と連携し、地域医療の充実を図ります。
- ・認知症や認知症が疑われる方等の生命・財産を守るため、行方不明時の対策や虐待防止、消費者被害防止に向けた情報発信及び関係機関等との連携、成年後見制度の利用促進等、セーフティーネットの充実に取り組みます。

令和7年度末進捗 計画どおり

Ⅲ 安心して暮らし続けるための医療・介護・福祉サービスの確保を図る

(1) 相談支援の強化

基本的な考え方

身近な「福祉の相談窓口」として、高齢者のみならず、障害者、子育て家庭、生活困窮者などの相談を受けるとともに、参加と協働の地域づくりにより課題の解決を図る取組みを一層推進していきます。

また、地区版地域ケア会議の実践による地域課題の把握から、地域・全区の地域ケア会議における地域資源開発、政策形成につなげ、地域づくりを進めます。

取組み

① あんしんすこやかセンターの相談支援の充実

- ・相談支援の充実のため、マニュアルや研修の充実や好事例の共有等により、職員のスキルアップや業務改善を図ります。また、高齢者人口の増加、複雑・複合化する相談に対応するために必要な人員体制の確保を図るとともに、関係機関との連携強化に取り組みます。
- ・福祉の相談窓口において、児童館を加えた四者連携の実践を積み重ね、取組みを充実することにより、多様な相談への対応や課題の解決を図ります。
- ・8050 問題など、複合的・複雑化する相談の対応を強化するため、ひきこもり相談窓口などの専門の相談機関（重層的支援体制整備事業による支援体制）との連携強化などに取り組みます。また、地域保健医療福祉総合計画に基づく包括的な支援体制を踏まえ、相談支援の強化に取り組んでいきます。
- ・相談、講座、会議等において、オンラインの活用を推進します。オンラインが苦手な高齢者の利用促進にも配慮します。総合支所とのオンライン相談（モデル事業）も踏まえ、相談しやすい窓口を整備します。
- ・相談窓口の改善について、国の法改正等（総合相談支援業務や介護予防支援の委託、職員配置の柔軟化等）も踏まえ、業務運営の効率化に向け検討していきます。
- ・誰もが必要なときに、あんしんすこやかセンターに相談できるように多様な手段により周知に努めます。

令和 7 年度末進捗 **計画どおり**

② 地域ケア会議の充実

- ・あんしんすこやかセンターでの地区版地域ケア会議の運営や、地区課題から地域づくりへの対応についての平準化、レベルアップのため、基礎づくりの研修等を行うとともに、好事例の共有等、ノウハウ習得のための指導等を行います。

令和 7 年度末進捗 **計画どおり**

(2) 在宅生活の支援と安心できる住まいの確保

①在宅生活の支援

基本的な考え方

ひとりぐらし高齢者や高齢者のみの世帯の方等が安心して在宅生活を続けられるよう様々な支援に取り組みます。

また、家族介護者の身体的・精神的負担を軽減するとともに、自身の仕事や生活との両立に向けた普及啓発、相談機能の充実等に取り組んでいきます。

取組み

①在宅生活を支える取組みの充実と見直し

引き続き、様々な在宅生活の支援を実施するとともに、時代に合わせた事業の見直しと民間企業との連携を視野に入れた事業の充実を図ります。

また、令和6年度より中等度難聴者の孤立防止や認知機能低下の予防、日常生活の質を高めるため、補聴器購入費助成を実施し、聴覚のバリアフリーを進めます。

令和7年度末進捗 **計画どおり**

②家族介護者に対する支援

家族介護教室を継続実施し、身体的負担の軽減・介護技能習得支援に取り組むとともに、精神的な負担にも着目し、家族介護者の心身の健康維持や孤立しないための支援や在宅向け介護ロボットの研究にも取り組みます。

また、相談窓口の周知や在宅生活を支える家族介護者支援に関する情報提供に努めます。継続的な講座の実施やポスター・区ホームページでの普及啓発の他、イベント等の機会を活用し、事業者への働きかけを含め、ワーク・ライフ・バランスの視点を広く周知していきます。

令和7年度末進捗 **計画どおり**

③多機関連携による相談体制の充実

ひきこもりについての社会的理解の促進や、地域家族会等との連携によるピアサポートの充実などにより、相談しやすい環境づくりを行います。

また、ヤングケアラーは介護による負担だけでなく、経済的な困窮や幼いきょうだいの世話など家庭内の複合的な問題を抱えている場合が多いため、あんしんすこやかセンターをはじめ、本人や家族を取り巻く地域の関係機関が連携し、本人が将来直面する可能性がある進学や就職等の課題も見据えながら支援していきます。

令和7年度末進捗 **計画どおり**

②民間賃貸住宅への入居支援

基本的な考え方

高齢者人口がさらに増加する中、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように入居支援等の施策を推進していきます。

取組み

①民間賃貸住宅への入居支援策の推進

住まいサポートセンターによる民間賃貸住宅の情報提供や相談、保証会社紹介制度による保証人がいない方への入居支援を引続き行い、民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に努めます。

また、居住支援協議会において、賃貸人や不動産店向けセミナーを行い、高齢者等の入居への理解促進に努めるとともに、関係所管や不動産団体、居住支援法人等と連携しながら、入居支援策について研究・検討を行います。

令和7年度末進捗 **計画どおり**

③介護施設等の整備

「世田谷区介護施設等整備計画」に基づく取組みを進めます（詳細は31ページ「第9期介護施設等整備計画の進捗状況」のとおり。）。

④虐待対策の推進

基本的な考え方

いわゆる高齢者虐待防止法に基づいて、高齢者の権利擁護及び尊厳を保持するため、高齢者への虐待の防止、被害者の早期発見、被害者及び家族への支援について、関係機関等と連携を深め取り組めます。

取組み

①高齢者虐待対策の推進

引き続き、関係機関との連携による高齢者虐待の対応やネットワークの充実を図ります。また、区職員と介護サービス従事者の迅速かつ適切な対応力の向上を図るため、対応事例の検証や、職員や介護サービス従事者に対する研修等の充実を図ってまいります。

項目名		令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者虐待対策地域連絡会の 出席団体数	計画	19団体	19団体	19団体	19団体
	実績		14団体	15団体	—
高齢者虐待対応研修の参加者 数	計画	延750人	延770人	延790人	延810人
	実績		延667人	延760人	—

令和7年度末進捗 **計画どおり**

(3) 成年後見制度の推進

基本的な考え方

地域共生社会の実現に向け、認知症や知的・精神障害等により判断能力が十分ではない方も、等しく個人としての尊厳が重んじられ、自発的意思が尊重され、自分らしい生活の継続と地域社会への参加ができる、地域づくりをめざしていきます。

取組み

①成年後見制度の普及啓発及び利用促進

- ・早期に支援等が必要な方を適切に繋げていくために、支援者に対する制度の普及啓発に取り組みます。
- ・費用を負担することが難しい方への申立て費用及び報酬助成の仕組みを検討します。
- ・権利擁護推進確保のための、人材育成に取り組みます。

項目名		令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談件数	計画	1,800件	1,850件	1,900件	1,900件
	実績		2,834件	3,135件	—

令和7年度末進捗 計画どおり

②権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化と支援者のスキルアップ

- ・権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化を図ります。
- ・意思決定支援の取組みを浸透させるため、支援者向け研修の充実を図ります。
- ・専門職による相談機能を充実させていきます。

令和7年度末進捗 計画どおり

③成年後見人等の担い手の確保・育成の推進

- ・区民成年後見人の受任を目指し、研修を開催し、区民成年後見人を養成します。社会福祉協議会の法人後見ケースの支援員活動や研修を通して知識やスキルの向上を図ります。

項目名		令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
区民成年後見人等受任者数	計画	61人	61人	61人	61人
	実績		46人	45人	—

- ・専門職の受任ケースから区民成年後見人への引き継ぎができるよう検討します。
- ・社会福祉協議会が法人として後見業務を安定的に受任できるよう支援していきます。
- ・法人後見の新たな担い手を確保・育成していきます。

令和7年度末進捗 計画どおり

(4) 在宅医療・介護連携の推進

基本的な考え方

地域包括ケアシステムの構築を目指す取組みの一環として、医療と介護の両方を必要とする誰もが、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携し、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制を構築することが必要です。

取組み

医療職・介護職等の多職種が参画する医療・介護連携推進協議会で、在宅医療・介護連携に係る現状分析や課題の把握・抽出、課題解決の計画立案等を行いながら、PDCAサイクルを踏まえた取組みを継続的に行い、充実を図っていきます。

①在宅医療・ACPの普及啓発

本人や家族等が希望する在宅療養生活や看取りを実現していくために、在宅療養・ACPガイドブック等を活用しながら、在宅医療やACPの更なる普及・啓発に取り組みます。

令和7年度末進捗 計画どおり

②在宅医療・介護のネットワークの構築

住み慣れた自宅や地域で暮らし続けながら、本人や家族が希望する医療・介護サービスが適切に提供されるよう、医療職・介護職の連携体制の構築を進めていきます。

また、地域において適時適切なリハビリテーションが提供されるよう、引き続き、東京都地域リハビリテーション支援事業（区西南部）への支援を行います。あわせて、ケアマネジャー等の介護職及び医療職とリハビリ専門職との連携を深め、リハビリの正しい知識の普及・啓発に取り組みます。

さらに、本人と家族等が地域で安心して在宅療養生活を送ることができるよう、地区医師会を主体とした24時間診療対応・看取り体制の構築に向けた、検討・支援を行っていきます。

なお、かかりつけ医機能における在宅医療の提供、介護との連携に関しては、国の検討状況を踏まえながら、区においても必要な対応の検討をしていきます。

項目名		令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
在宅療養相談件数	計画	12,000件	12,100件	12,200件	12,300件
	実績		12,479件	14,419件	—

令和7年度末進捗 計画どおり

③在宅医療・介護関係者間の情報の共有支援

医療職及び介護職の連携をより深めるために、医師会の運営するICTを用いた多職種ネットワーク構築事業等、既存の連携ツールによる情報共有を支援するとともに、より効果的な情報共有の仕組みづくりを検討していきます。また、在宅療養資源マップ等、既存のツールのあり方等についても必要な見直しを進めていきます。

令和7年度末進捗 計画どおり

(5) 介護人材の確保及び育成・定着支援

基本的な考え方

急速な高齢化による介護サービス需要の増大と生産年齢人口の減少が見込まれ、介護人材の確保は喫緊の課題です。誰もが自分らしく地域で安心して暮らし続けられるよう、介護サービスの安定的な供給を図るため、福祉・介護人材の確保及び育成・定着支援のための施策を総合的に展開していきます。

取組み

①さらなる介護職の魅力発信

介護の仕事に対するイメージを刷新するため、介護の魅力発信事業のさらなる充実に取り組みます。

また、未来の担い手となる小中高生、大学生に対し、福祉現場を体験する場を設ける等、介護職を将来のしごとの選択肢のひとつとして考えてもらうような取組みを行います。

令和7年度末進捗 計画どおり

②多様な人材の確保・育成

外国人人材の積極的な活用を行う事業者を支援するため、国際交流所管等との連携や日本語学校等とのネットワークづくりに取り組みます。

また、就労意欲のある高齢者や他業種等からの就労支援のほか、地域貢献を望んでいる高齢者にボランティア活動を促す等、介護の担い手のすそ野を広げていきます。

令和7年度末進捗 計画どおり

③働きやすい環境の構築に向けた支援

D Xによる業務の効率化、介護ロボットやI C T機器等のデジタル技術を活用し、間接的な業務を減らすことで利用者の生活の質の向上につなげるとともに、腰痛予防の取組み等、介護職員の負担の軽減・介護現場の生産性の向上を図ってまいります。また、協議会における検討も踏まえて、引き続き介護職員向けの研修などの様々な施策に取り組むとともに、利用者等への理解促進などの普及啓発に取り組みます。

令和7年度末進捗 計画どおり

(6) 安全・安心への取組み

①災害への対応

基本的な考え方

区は、区民や地域活動団体、事業者、関係機関との連携により、震災や風水害時等における防災、応急対策、復旧等の災害対策に取り組みます。また、災害から自らを守り、安全な場所への避難及び自宅や避難所等での避難生活に配慮を要する高齢者等の支援を推進しています。

取組み

①災害への備えの普及啓発と地域防災力の向上

引き続き地域防災計画に基づき、区民が自ら考え、日頃から家庭での備蓄や建物の安全確保等の防災対策が図られるよう、あらゆる媒体を活用した情報発信など、普及啓発に取り組みます。

また、区民や地域活動団体、関係機関による相互連携、相互支援を強化し、地域防災力の向上に取り組みます。

令和7年度末進捗 計画どおり

②避難行動要支援者への支援の推進

協定を締結している地域団体への名簿の提供による安否確認の強化や個別避難計画の作成・更新、介護サービス事業者等との協定締結等による避難支援、風水害に備えた避難場所の確保・福祉避難所協定施設との平時からの連携強化など、避難行動要支援者への支援を推進します。

令和7年度末進捗 計画どおり

②健康危機への対応

基本的な考え方

高齢者が、健康危機（医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により生じる国民の生命、健康の安全を脅かす事態のこと。以下同じ。）に対する意識を持ち、健康危機発生時には正しい情報のもとに適切な行動をとることができるよう健康危機に関する情報発信に取り組みます。また、区は、新興・再興の感染症の感染拡大や、自然災害等に伴う健康被害などの健康危機に万全の体制をもって対処できるよう、関係機関と連携し、平時からの体制整備に取り組みます。

取り組み

①新型コロナウイルス感染症を踏まえた新興・再興感染症対策の充実

- ・令和6年3月に新たに策定をした「感染症予防計画」、「健康危機対処計画」に基づき、健康危機体制の強化に着実に取り組みます。
- ・関係機関（区内の医療機関・警察・消防等）との定期的な連絡会を開催し、協力体制の維持・強化に取り組みます。
- ・感染症に関する発生動向、予防対策等の情報発信を行います。

項目名		令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
健康危機管理連絡会、災害医療運営連絡会	計画	4回	4回	4回	4回
	実績		3回	4回	—

令和7年度末進捗 計画どおり

②日常生活における健康被害の予防啓発活動の推進

- ・熱中症やヒートショックなどの予防啓発、予防に関する気象情報などの情報発信を官民連携により実施するなど、新たな工夫を加えながら、高齢者への日常生活における健康被害防止の取り組みを一層強化します。

令和7年度末進捗 計画どおり

③震災等災害発生時への備えと保健医療体制の整備

- ・関係機関（区内の医療機関・警察・消防等）との定期的な連絡会を開催し、平時からの情報共有や連携・協力体制の維持・強化に取り組みます。
- ・災害時等の医療救護体制や保健活動に関する情報発信を行います。
- ・医療救護活動拠点の活動環境整備に取り組みます。

令和7年度末進捗 計画どおり

③消費者としての高齢者の保護

基本的な考え方

高齢者（消費者）の弱い立場に付け込んで、不利な契約を結ばせる悪質商法による被害を始めとした、各種消費者被害やトラブルの防止を図ります。

取組み

①消費者保護施策の推進

「せたがや消費生活センターだより」など様々な媒体を活用し、消費生活に関する情報や相談事例、悪質商法やインターネットトラブルへの対処法等、最新の情報を発信します。また、出前講座の実施など、地域における啓発活動に引き続き取り組みます。

消費者安全確保地域協議会等を活用し、福祉部門をはじめとした見守り関係者との連携体制の充実を図り、消費者被害の動向の共有及び対策の協議等、高齢者と接する事業者をはじめとした、様々な立場からの見守りの連携を図ります。

相談事業においては、高齢者の身近な相談窓口として引き続き親しみやすく気軽に相談しやすい環境づくりに努めるとともに、あんしんすこやかセンターとの連携をさらに進めます。

弁護士やインターネット取引にかかる専門家を活用して、相談力の向上に努め、複雑困難な相談事例の解決を図ります。

令和7年度末進捗 **計画どおり**

④地域における防犯対策の強化

基本的な考え方

特殊詐欺等の犯罪被害に遭いやすい高齢者が安全で安心して暮らすことができるよう、区は、警察や関係団体、事業者、町会・自治会等をはじめとする地域住民の方々と連携し、地域ぐるみで隙間なく犯罪防止対策に取り組んでいきます。

取組み

①防犯意識の向上

- ・様々な犯罪防止対策や相談窓口を掲載した防犯冊子「スクラム防犯ガイドブック」をはじめ、各種啓発パンフレット、区ホームページ、災害・防犯情報メールなどの様々な広報ツールや、地域のイベント、防犯教室等を効果的に活用し、一層の注意喚起、啓発活動に取り組めます。

令和7年度末進捗 計画どおり

②特殊詐欺対策の推進

- ・引き続き、区内警察署と連携し、24時間安全安心パトロールカーを活用した特殊詐欺警戒エリアへの注意喚起や周辺パトロールなど、効果的な警戒活動を実施します。
- ・特殊詐欺の被害防止に効果のある自動通話録音機の貸出を一層進めるとともに、金融機関等と連携したATMコーナーへの携帯電話抑止装置の整備・運用により、被害の未然防止に取り組めます。
- ・区が設置する「特殊詐欺相談ホットライン」は、高齢者等の身近な相談窓口として、相談しやすい環境づくりに努めるとともに、状況に応じて適切に警察につなぎます。

項目名		令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動通話録音機の貸与台数	計画	1,400台	2,000台	2,000台	2,000台
	実績		1,971台	988台	—

令和7年度末進捗 計画どおり

③見守りの充実

- ・民生委員やケアマネジャー、訪問介護員などの介護事業者、見守り協定締結事業者等の関係機関等との連携を強化し、高齢者宅に訪問した際には、防犯情報や防犯対策など被害防止の意識啓発を図るなど、高齢者等の見守り体制を充実させます。また、地域の自主防犯団体による注意啓発活動や見守り活動を促進するための支援に取り組めます。
- ・防犯カメラは地域の安全安心を見守る重要なツールのひとつであり、今後も防犯カメラの整備促進に取り組めます。

令和7年度末進捗 計画どおり

IV 介護保険制度の円滑な運営

区では、介護保険制度の運営にあたり、「介護保険法」等に基づき、区が保険者として介護給付費のサービス種類ごとの見込み量等を推計するとともに、第9期における介護保険料など介護保険の円滑な実施を図るために必要な事項を定めています。

被保険者数や要介護・要支援認定者数、各種介護サービス量の見込みに対する実績については、おおむね計画どおりとなっています（詳細は「介護保険事業の実施状況」のとおり。）。

○第9期介護施設等整備計画の進捗状況

令和8年3月31日現在

種別	第8期	第9期（令和6～8年度）				
	5年度末 整備数	6年度末 整備数	7年度末 整備数	新規整備状況 (※7年度は太字)	併設	8年度末 整備目標
A 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	8か所	7か所	7か所			10か所
B 小規模多機能型居宅介護	15か所	15か所	14か所			19か所
	417人 (登録)	417人 (登録)	382人 (登録)			533人 (登録)
C 看護小規模多機能型居宅介護	7か所	8か所	10か所	・民有地（上北沢3-32） 29人 ・区有地（代田1-21） 29人	F	11か所
	195人 (登録)	221人 (登録)	273人 (登録)			311人 (登録)
D 認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護）	49か所	48か所	48か所			53か所
	918人	909人	909人			990人
E 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	25か所	25か所	25か所			27か所
	2,082人	2,082人	2,082人			2,302人
F 地域密着型特別養護老人ホーム（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）	4か所	4か所	5か所	・区有地（代田1-21） 29人	C	6か所
	116人	116人	145人			174人
G 都市型軽費老人ホーム	11か所	11か所	11か所			14か所
	200人	200人	200人			260人

令和8年7月29日
高齢福祉部介護保険課

介護保険事業の実施状況

(令和7年度集計 速報版)

1. 高齢者人口		
1-1	前期・後期高齢者人口・高齢化率の推移と将来推計（各年1月）	P1
2. 第1号被保険者		
2-1	第1号被保険者数の推移（各年度末）	P2
2-2	第1号被保険者に占める75歳以上の割合の推移の比較（各年度末）	P2
2-3	第1号被保険者に占める85歳以上の割合の推移の比較（各年度末）	P2
3. 要介護認定者		
3-1	年齢階層別 要介護認定者数の推移（各年度末）	P3
3-2	第1号被保険者 年齢階層別 認定率の推移（各年度末）	P4
3-3	第1号被保険者認定率の推移の比較（各年度末）	P4
3-4	要介護度別認定者数の推移（各年度末）	P5
3-5	要介護認定者 認知症状の出現数の推移（各年度末）	P6
4. 介護保険サービスの給付費		
4-1	サービス別給付実績の推移	P7
4-2	総費用等における提供サービスの内訳割合の比較	P8
4-3	介護保険サービス給付費の推移	P10
5. 介護保険料		
5-1	第1号被保険者 介護保険料(基準月額)の推移	P11
5-2	第1号被保険者 介護保険料(基準月額)の比較	P11
5-3	第9期における第1号被保険者の保険料段階と保険料率・年間保険料	P12
6. 第9期計画の見込みと実績		
6-1	第9期計画 被保険者の見込みと実績（9月末）	P13
6-2	第9期計画 要介護・要支援認定者数の見込みと実績（9月末）	P14
6-3	第9期計画 標準給付費の見込みと実績	P15
6-4	令和6年度 サービス別見込みと実績	P16
7. その他		
7-1	介護保険料の収納状況	P18
7-2	事故報告の状況	P18
7-3	介護事業者への指導・監査 実施状況	P19
7-4	給付適正化の実施状況	P20

各表の数値及び構成比は、原則として表示単位未満を四捨五入しているため、
合計欄の数値等が一致しない場合があります。

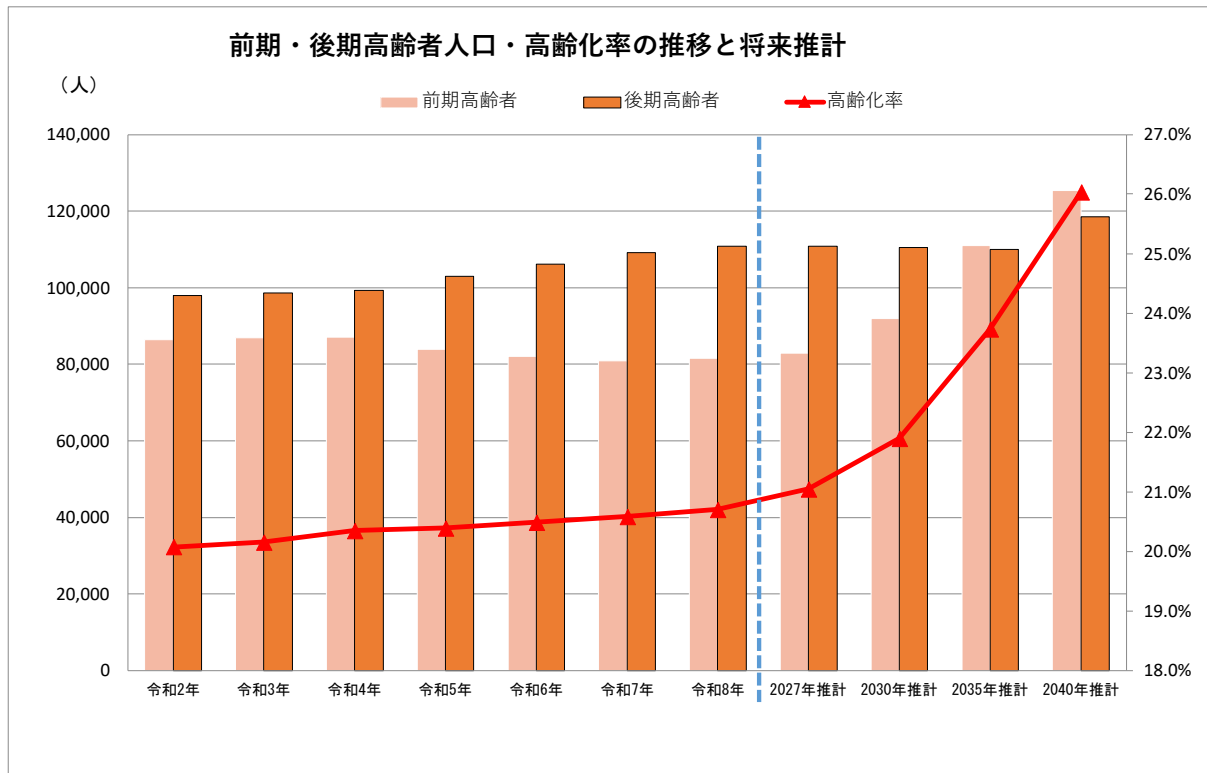
1-1 前期・後期高齢者人口・高齢化率の推移と将来推計（各年1月）

全国的に少子高齢化が進む中、世田谷区でも高齢者人口及び高齢化率ともに増え続けている。「世田谷区将来人口推計（令和5年7月）」によると、今後も高齢者人口及び高齢化率は増え続け、特に前期高齢者は大幅に増加する見込みとなっている。

（単位：人）

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	推計			
	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	令和9年	令和12年	令和17年	令和22年
前期高齢者人口	86,375	86,987	87,137	83,844	82,006	80,882	81,502	82,893	92,001	111,032	125,367
後期高齢者人口	97,869	98,591	99,335	102,890	106,161	109,206	110,807	110,757	110,412	110,000	118,543
65歳以上人口	184,244	185,578	186,472	186,734	188,167	190,088	192,309	193,650	202,413	221,032	243,910
総人口	917,486	920,372	916,208	915,439	918,141	923,210	928,666	919,744	924,150	931,336	936,719
高齢化率	20.1%	20.2%	20.4%	20.4%	20.5%	20.6%	20.7%	21.1%	21.9%	23.7%	26.0%

出典：住民基本台帳（外国人含む）各年1月。推計は「世田谷区将来人口推計（令和5年7月）」



2-1 第1号被保険者数の推移(各年度末)

第1号被保険者数は人口推移と同様に増加傾向にある。

平成30年度と令和7年度の年齢階層別を比較すると、75～79歳および85歳以上の伸び率が大きくなっている。

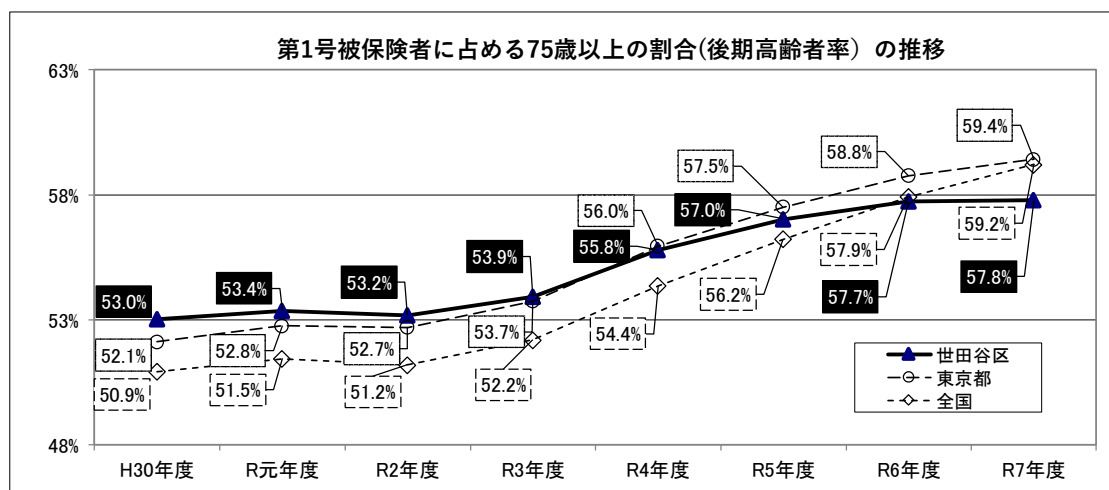
75歳以上の割合は国や都と比べて低いが、85歳以上の割合は国、都と比べて高くなっている。

(単位：人)

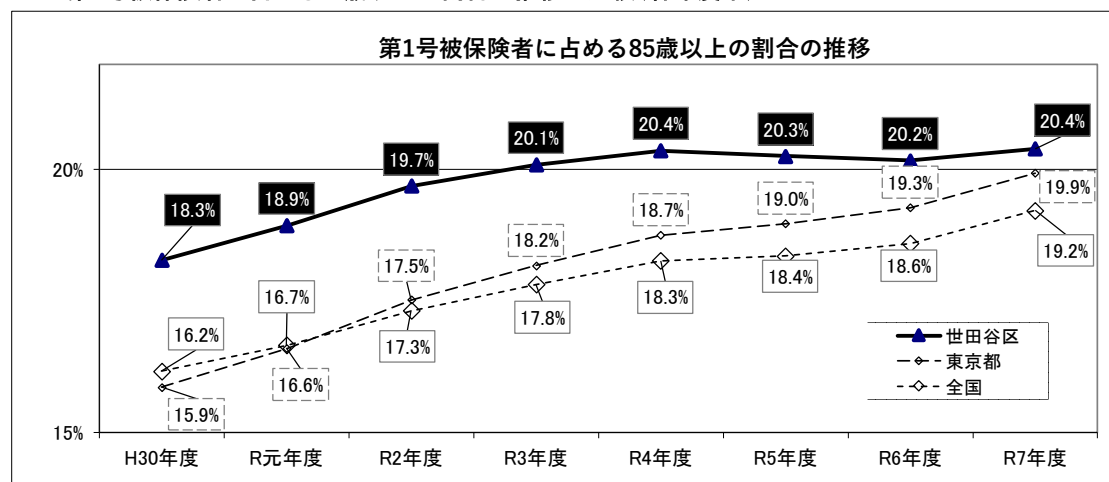
		第7期			第8期			第9期	
		H30年度 A	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度 B
第1号被保険者数		184,415	185,692	186,768	187,494	187,928	189,661	191,471	193,865
(再掲) 前期・ 後期別 内訳	前期高齢者 (65～74歳)	86,623	86,598	87,407	86,357	83,072	81,485	80,918	81,823
	後期高齢者 (75歳以上)	97,792	99,094	99,361	101,137	104,856	108,176	110,553	112,042
(再掲) 後期 高齢者 内訳	75～79歳	35,623	35,841	34,630	34,693	37,575	39,128	41,158	42,711
	80～84歳	28,463	28,097	27,967	28,781	29,018	30,631	30,779	29,795
	85歳以上	33,706	35,156	36,764	37,663	38,263	38,417	38,616	39,536
									(増減率) B/A-1
									5.1%
									-5.5%
									14.6%
									19.9%
									4.7%
									17.3%

※住所地特例適用者を含む。

2-2 第1号被保険者に占める75歳以上の割合の推移の比較(各年度末)



2-3 第1号被保険者に占める85歳以上の割合の推移の比較(各年度末)



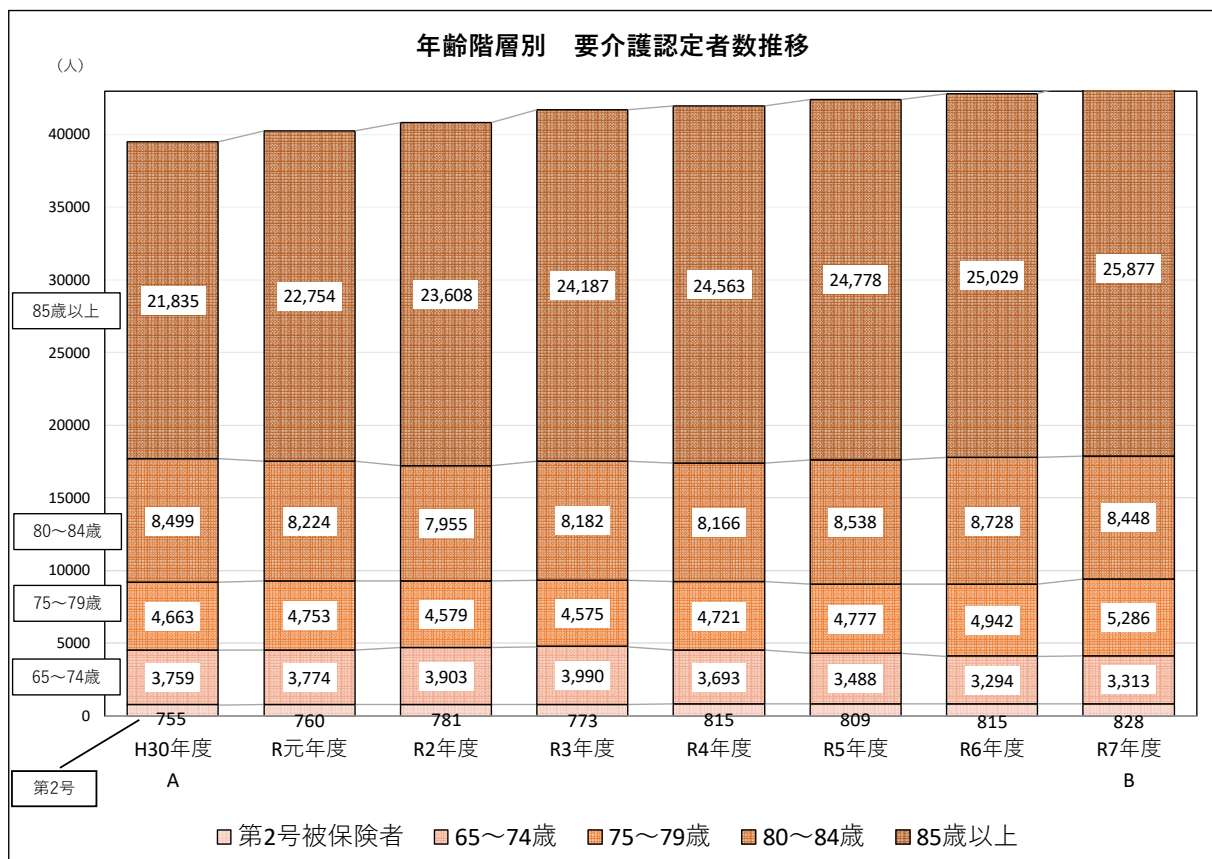
出典：介護保険事業状況報告

3-1 年齢階層別 要介護認定者数の推移(各年度末)

令和7年度の介護保険の要介護（要支援）認定者数は、平成30年度から約4,200人増加している。
年齢階層別では、85歳以上がもっとも人数が多く、平成30年度と令和7年度で比較してみると、増減率も最も大きくなっている。

(単位：人)

		第 7 期			第 8 期			第 9 期		
		H30年度 A	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度 B	(増減率) B/A-1
第2号被保険者		755	760	781	773	815	809	815	828	9.7%
第1号被 保 険 者	65～74歳	3,759	3,774	3,903	3,990	3,693	3,488	3,294	3,313	-11.9%
	75～79歳	4,663	4,753	4,579	4,575	4,721	4,777	4,942	5,286	13.4%
	80～84歳	8,499	8,224	7,955	8,182	8,166	8,538	8,728	8,448	-0.6%
	85歳以上	21,835	22,754	23,608	24,187	24,563	24,778	25,029	25,877	18.5%
	合計	38,756	39,505	40,045	40,934	41,143	41,581	41,993	42,924	10.8%
総認定者数		39,511	40,265	40,826	41,707	41,958	42,390	42,808	43,752	10.7%
総認定者数 前年度比			1.9%	1.4%	2.2%	0.6%	1.0%	1.0%	2.2%	



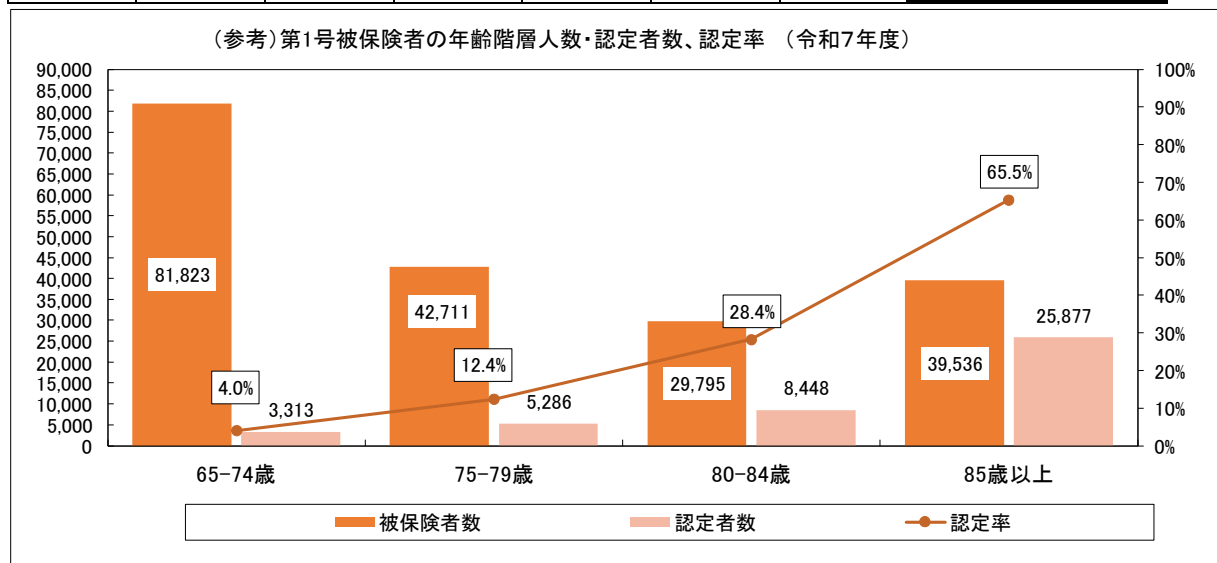
出典：介護保険事業状況報告

3-2 第1号被保険者 年齢階層別 認定率の推移(各年度末)

年齢階層別の認定率を平成30年度と令和7年度で比較してみると、85歳以上を除いて低下している。

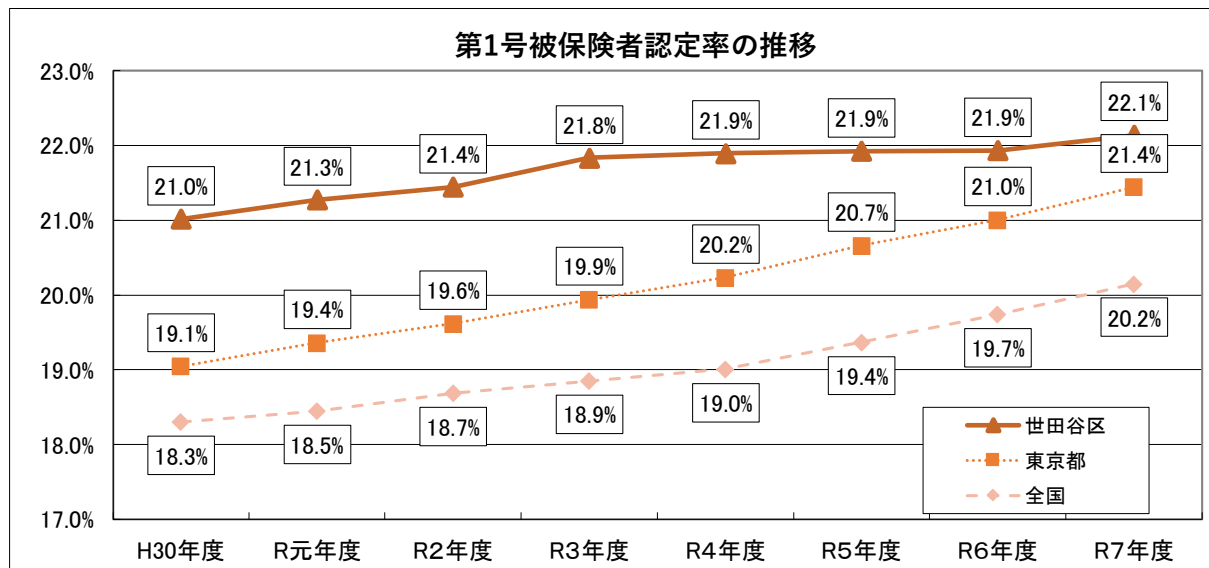
第1号被保険者の認定率を国、都と比較してみると、国、都より認定率が高い状況が続いている。

	第7期			第8期			第9期	
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
65～74歳	4.3%	4.4%	4.5%	4.6%	4.4%	4.3%	4.1%	4.0%
75～79歳	13.1%	13.3%	13.2%	13.2%	12.6%	12.2%	12.0%	12.4%
80～84歳	29.9%	29.3%	28.4%	28.4%	28.1%	27.9%	28.4%	28.4%
85歳以上	64.8%	64.7%	64.2%	64.2%	64.2%	64.5%	64.8%	65.5%
第1号被保険者	21.0%	21.3%	21.4%	21.8%	21.9%	21.9%	21.9%	22.1%



※認定率は各年齢階層別被保険者数に占める要介護(支援)認定者の割合

3-3 第1号被保険者認定率の推移の比較(各年度末)



出典：介護保険事業状況報告

3-4 要介護度別認定者数の推移(各年度末)

要介護度別認定者数をみると、要介護1及び要介護2の認定者が多い状況が続いている。

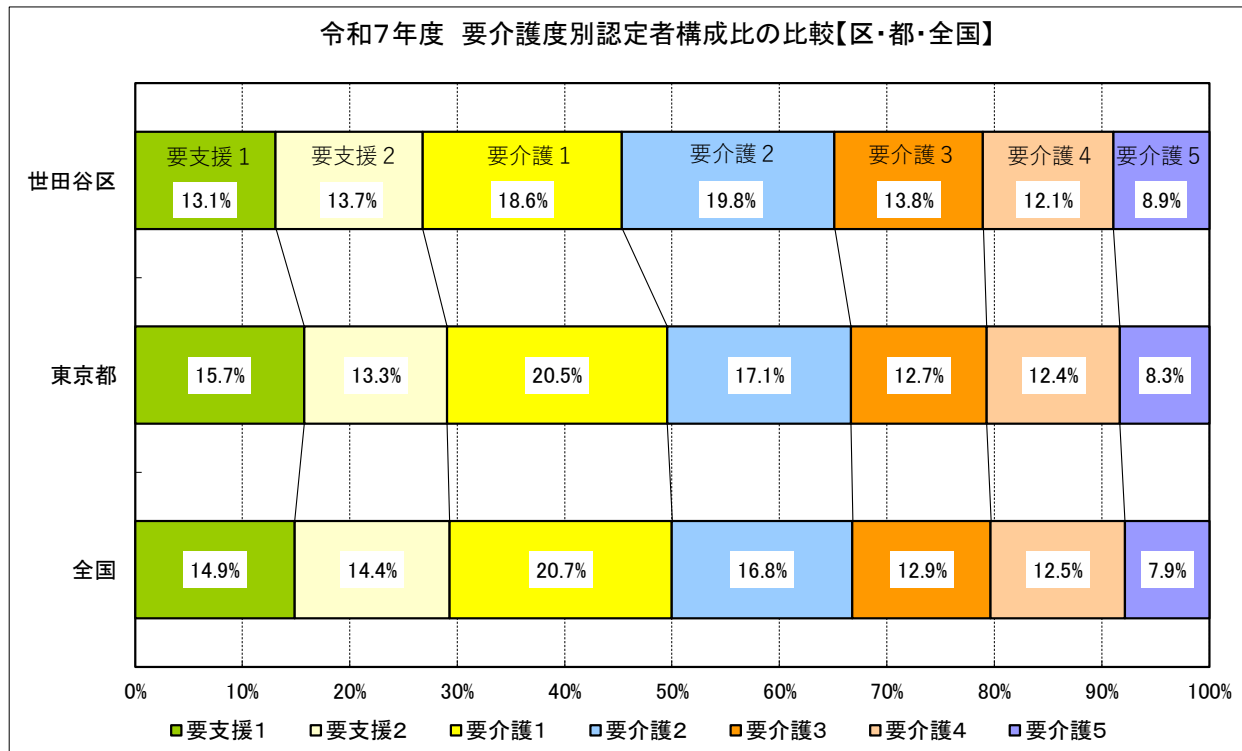
平成30年度と令和7年度を比較すると、要介護2・3の増減率が大きくなっている。
要介護度別認定者の構成比を国、都と比較してみると、要介護2以上の割合が高い。

(単位：人)

		第7期			第8期			第9期		(増減率) B/A-1
		H30年度 A	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度 B	
総認定者数		39,511	40,265	40,826	41,707	41,958	42,390	42,808	43,752	10.7%
要 介 護 度 別 内 訳	要支援1	5,075	5,356	5,305	5,342	5,180	5,113	5,445	5,735	13.0%
	要支援2	5,351	5,773	5,624	5,600	5,453	5,735	5,950	5,984	11.8%
	要介護1	7,341	7,006	7,364	8,048	8,302	7,759	7,635	8,123	10.7%
	要介護2	7,462	7,721	7,806	7,702	7,672	8,143	8,477	8,654	16.0%
	要介護3	5,231	5,376	5,521	5,736	5,857	5,943	5,985	6,044	15.5%
	要介護4	4,912	4,924	5,080	5,340	5,492	5,560	5,307	5,301	7.9%
	要介護5	4,139	4,109	4,126	3,939	4,002	4,137	4,009	3,911	-5.5%
事業対象者		767	788	737	721	757	783	725	673	

※事業対象者は、要介護（支援）認定のない者の人数。

事業対象者で要介護（支援）認定を受けている者は、認定者として計上。



出典：介護保険事業状況報告

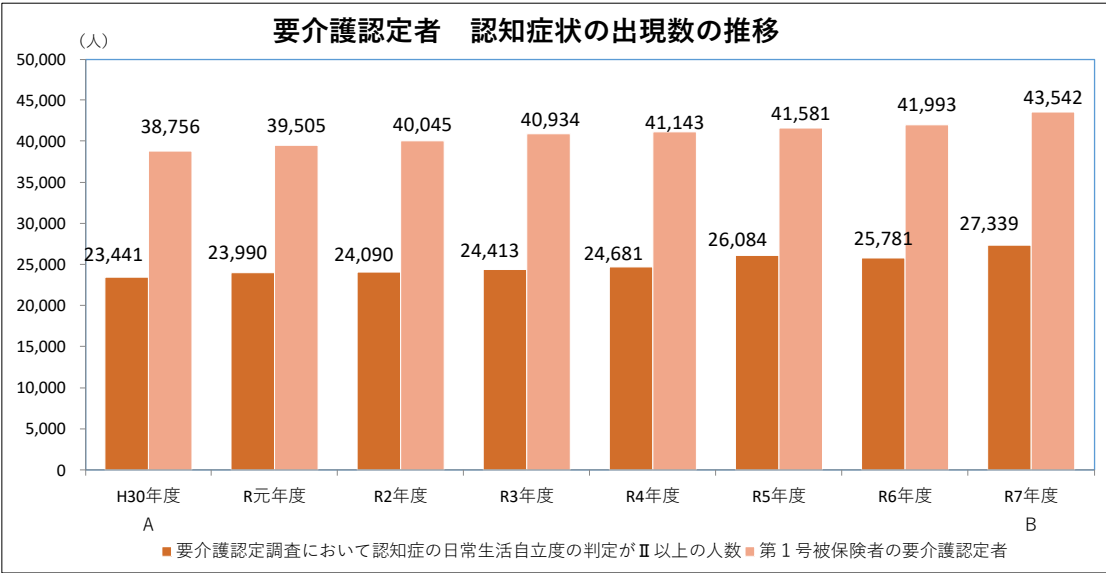
3-5 要介護認定者 認知症状の出現数の推移(各年度末)

介護保険要介護認定調査において、令和7年度の認知症の日常生活自立度の判定がⅡ以上の人数は、平成30年度から約3,900人増加しており、平成30年度と令和7年度を比較すると、伸び率は要介護認定者を上回った。

(単位：人)

	第7期			第8期			第9期		(増減率) B/A-1
	H30年度 A	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度 B	
要介護認定調査において 認知症の日常生活自立度の 判定がⅡ以上の人数	23,441	23,990	24,090	24,413	24,681	26,084	25,781	27,339	16.6%
第1号被保険者の要介護認定者	38,756	39,505	40,045	40,934	41,143	41,581	41,993	43,542	12.3%

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
令和7年度の内訳	499	814	6,068	6,251	5,238	4,723	3,746	27,339



出典：要介護認定調査において認知症の日常生活自立度の判定がⅡ以上の人数（認定調査データ）
第1号被保険者の要介護認定者（介護保険事業状況報告）

(参考) 認知症高齢者の日常生活自立度判定の基準(厚生労働省通知 平成21年9月30日付老老発0930第2号)

ランク	判 断 基 準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
II a	家庭外で上記Ⅱの状態がみられる。	たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
II b	家庭内でも上記Ⅱの状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の応対や訪問者との対応など一人で留守番ができない等
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	
III a	日中を中心として上記Ⅲの状態が見られる。	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
III b	夜間を中心として上記Ⅲの状態が見られる。	ランクⅢaに同じ
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクⅢに同じ
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

4-1 サービス別給付実績の推移

令和7年度の介護サービス給付費実績は、前年度比2.3%増の約652億円となった。

サービスの給付費で大きなものは、特定施設入居者生活介護(約120億4千万円、全体構成比18.5%)、介護老人福祉施設(約95億6千万円、同14.7%)、訪問介護(約84億5千万円、同13.0%)、通所介護(約58億7千万円、同9.0%)であり、全体の過半数を占めている。

(介護予防を含む。単位:千円)

		第8期			第9期			
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度 (A)	R7年度 (B)	全体 構成比	前年比 増減率 (B/A-1)
居宅サービス	1訪問介護	7,872,281	8,097,063	8,310,880	8,326,652	8,448,090	13.0%	1.5%
	2訪問入浴介護	464,417	435,155	411,253	409,534	404,233	0.6%	-1.3%
	3訪問看護	4,138,583	4,276,609	4,552,266	4,758,410	4,999,303	7.7%	5.1%
	4訪問リハビリテーション	351,793	360,913	395,991	429,985	437,340	0.7%	1.7%
	5居宅療養管理指導	1,886,976	1,962,914	2,109,285	2,293,492	2,432,595	3.7%	6.1%
	6通所介護	5,201,880	5,285,238	5,555,780	5,715,479	5,871,014	9.0%	2.7%
	7通所リハビリテーション	840,315	879,057	905,293	877,650	843,487	1.3%	-3.9%
	8短期入所生活介護	907,337	918,752	1,014,570	1,094,942	1,101,010	1.7%	0.6%
	9短期入所療養介護（老健等）	143,771	122,993	141,467	135,542	131,776	0.2%	-2.8%
	10特定施設入居者生活介護	10,384,701	10,447,439	10,810,227	11,530,087	12,035,504	18.5%	4.4%
	11福祉用具貸与	2,294,109	2,433,628	2,522,691	2,599,875	2,675,320	4.1%	2.9%
	12特定福祉用具購入費	85,213	88,599	94,673	99,466	103,959	0.2%	4.5%
	13住宅改修費	175,286	172,529	181,031	176,416	170,800	0.3%	-3.2%
	14居宅介護支援・介護予防支援	3,707,132	3,823,987	3,879,315	3,942,041	3,981,674	6.1%	1.0%
	合計	38,453,795	39,304,875	40,884,724	42,389,572	43,636,107	67.0%	2.9%
地域密着型サービス	15定期巡回・随時対応型訪問介護看護	403,964	424,181	438,001	442,387	462,152	0.7%	4.5%
	16夜間対応型訪問介護	75,419	71,728	72,777	70,311	69,967	0.1%	-0.5%
	17地域密着型通所介護	2,909,556	2,939,714	2,878,661	2,759,142	2,664,058	4.1%	-3.4%
	18認知症対応型通所介護	540,314	501,996	504,570	458,748	438,054	0.7%	-4.5%
	19小規模多機能型居宅介護	582,870	683,774	794,342	799,644	788,951	1.2%	-1.3%
	20認知症対応型共同生活介護	2,594,754	2,636,915	2,818,930	2,907,608	2,991,702	4.6%	2.9%
	21地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%
	22地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	321,024	375,517	417,896	437,442	517,744	0.8%	18.4%
	23看護小規模多機能型居宅介護	269,757	293,031	407,095	510,499	681,697	1.0%	33.5%
合計	7,697,658	7,926,855	8,332,271	8,385,781	8,614,326	13.2%	2.7%	
施設サービス	24介護老人福祉施設	8,563,111	8,596,536	8,959,647	9,564,932	9,561,311	14.7%	0.0%
	25介護老人保健施設	3,180,032	3,003,872	2,943,428	2,883,070	2,805,151	4.3%	-2.7%
	26介護療養型医療施設	540,979	296,836	70,453	2,196	0	0.0%	-100.0%
	27介護医療院	284,254	516,252	523,076	482,709	550,818	0.8%	14.1%
	合計	12,568,377	12,413,497	12,496,603	12,932,907	12,917,280	19.8%	-0.1%
総給付費 実績値		58,719,830	59,645,227	61,713,598	63,708,260	65,167,713	100.0%	2.3%
総給付費 計画値		59,614,478	61,638,680	63,493,680	64,871,664	66,626,562		
対計画値比 乖離額		-894,648	-1,993,453	-1,780,082	-1,163,404	-1,458,849		
対計画値比 乖離率		-1.5%	-3.2%	-2.8%	-1.8%	-2.2%		

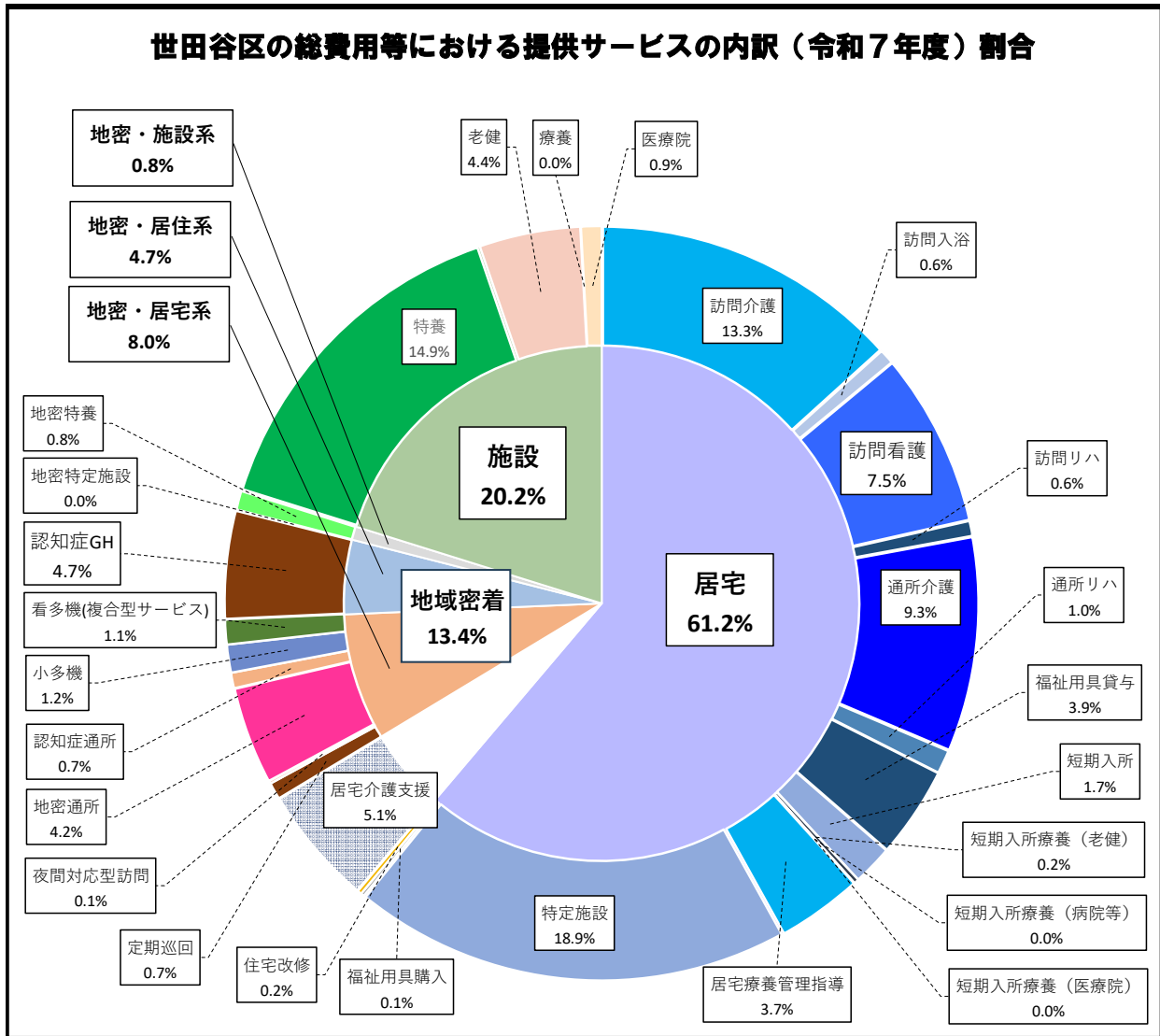
出典：介護保険事業状況報告（東日本大震災による臨時特例補助金分を含む）

(別掲) 介護予防・日常生活支援総合事業

総合事業訪問型サービス
総合事業通所型サービス
介護予防ケアマネジメント費

R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
492,644	476,298	480,353	465,580
733,669	754,610	784,304	819,386
168,213	163,216	170,203	165,437

4-2 総費用等における提供サービスの内訳割合の比較



出典：令和7年度介護保険事業状況報告（速報値）

（注1）介護予防サービスを含まない。

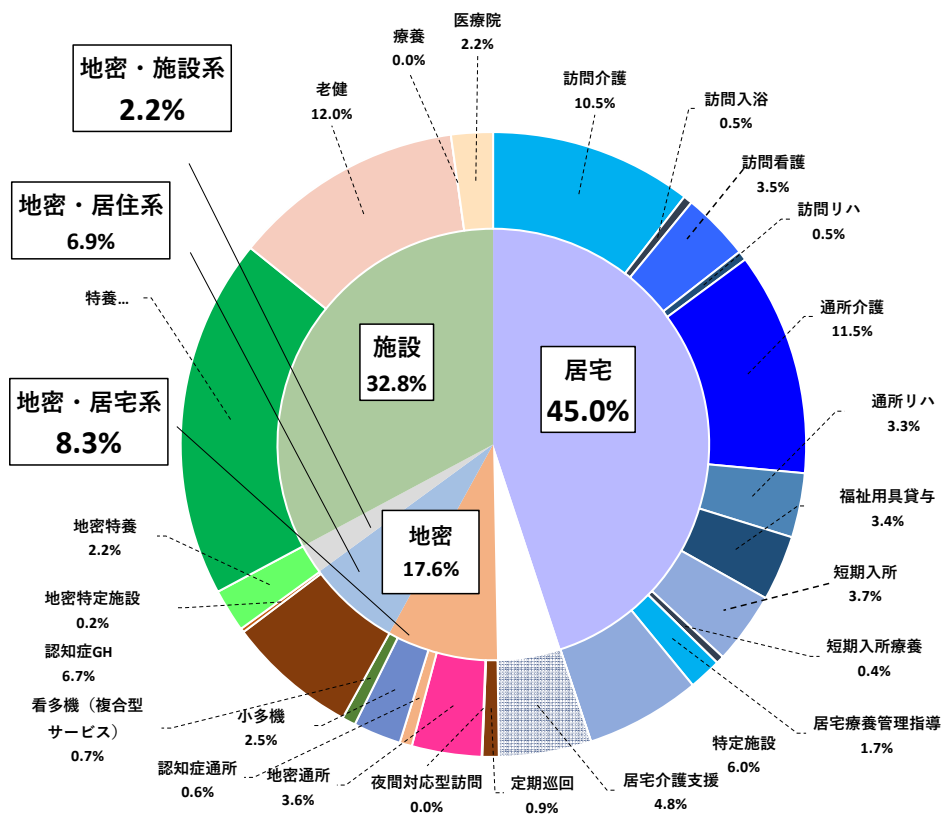
（注2）特定入所者介護サービス（補足給付）、地域支援事業に係る費用は含まない。

（注3）介護費は、令和7年度（令和7年4月～令和8年3月審査分（令和7年3月～令和8年2月サービス提供分））。

※1 総費用等：保険給付費、利用者負担額等の総合計額

全国

全国の総費用等における提供サービスの内訳（令和6年度）割合



厚生労働省「令和6年度介護給付費等実態統計」より作成

（注1）介護予防サービスを含まない。

（注2）特定入所者介護サービス（補足給付）、地域支援事業に係る費用、市町村が直接支払う費用（福祉用具購入費、住宅改修費など）は含まない。

（注3）介護費は、令和6年度（令和6年5月～令和7年4月審査分（令和6年4月～令和7年3月サービス提供分））。

4-3 介護保険サービス給付費の推移

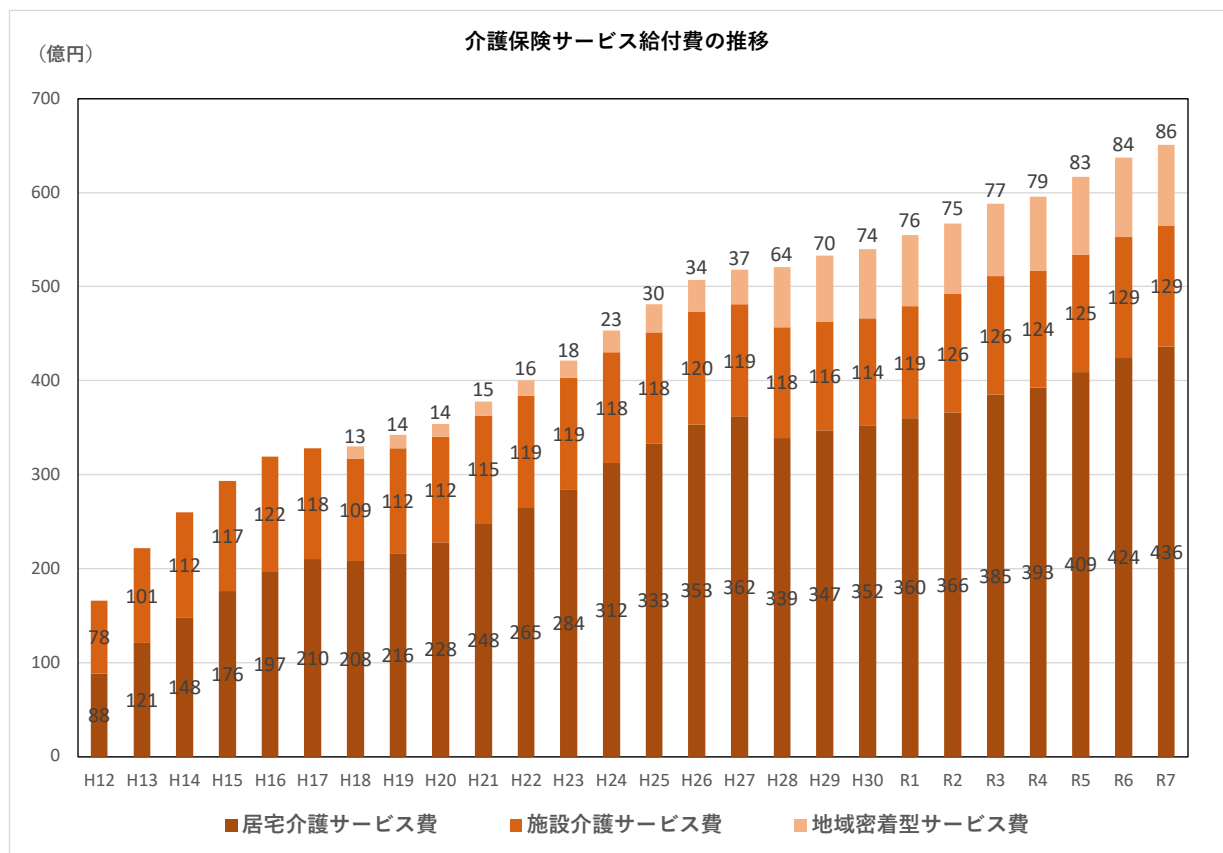
令和7年度の介護保険サービスの給付費は、652億円で制度開始（平成12年度）時と比較して約3.95倍に増加している。

（単位：億円 四捨五入）

	第1期			第2期			第3期			第4期		
	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
居宅介護サービス費	88	121	148	176	197	210	208	216	228	248	265	284
施設介護サービス費	78	101	112	117	122	118	109	112	112	115	119	119
地域密着型サービス費	—	—	—	—	—	—	13	14	14	15	16	18
合計	165	222	260	293	318	328	329	342	354	378	400	421
合計 前年度比	—	34.5%	16.8%	12.8%	8.7%	3.0%	0.4%	3.9%	3.4%	6.9%	5.7%	5.2%

	第5期			第6期			第7期			第8期		
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
居宅介護サービス費	312	333	353	362	339	347	352	360	366	385	393	409
施設介護サービス費	118	118	120	119	118	116	114	119	126	126	124	125
地域密着型サービス費	23	30	34	37	64	70	74	76	75	77	79	83
合計	454	481	506	518	520	533	540	554	567	587	596	617
合計 前年度比	7.9%	6.0%	5.3%	2.3%	0.4%	2.5%	1.3%	2.6%	2.3%	3.6%	1.6%	3.5%

	第9期	
	R6	R7
居宅介護サービス費	424	436
施設介護サービス費	129	129
地域密着型サービス費	84	86
合計	637	652
合計 前年度比	3.2%	2.3%



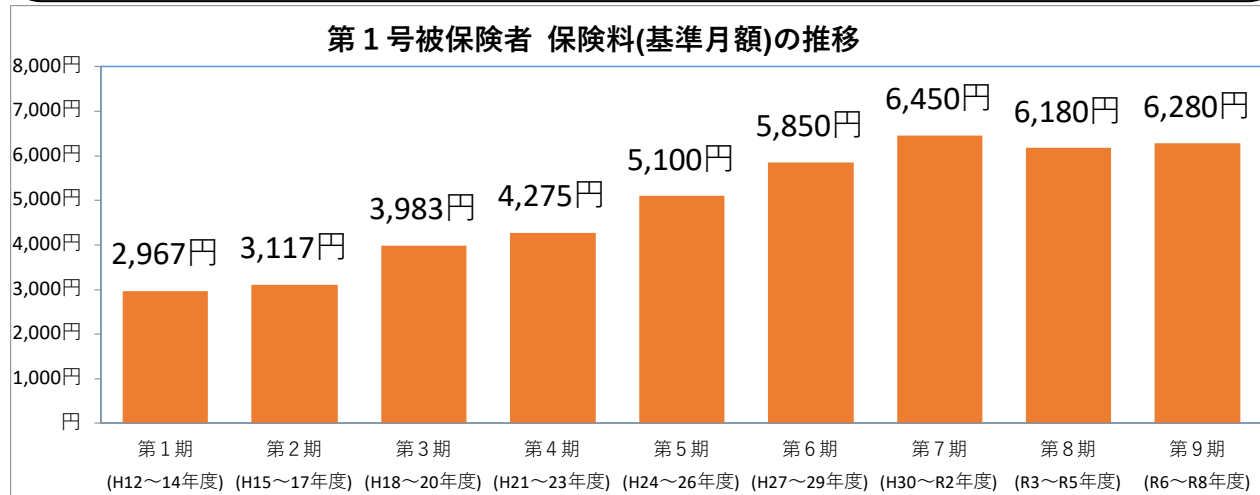
出典：介護保険事業状況報告

5-1 第1号被保険者 介護保険料(基準月額)の推移

第9期の介護保険料（基準月額）は、制度開始時（平成12年度）の約2.1倍に増えている。

第9期の23区の介護保険料（基準月額）を比較すると、高いほうから15番目となっている。

第8期からの介護保険料（基準月額）の増減額は100円、伸び率は1.6%となっており、どちらも23区で高いほうから18番目となっている。



5-2 第1号被保険者 介護保険料(基準月額)の比較

(基準額の単位：円)

	第9期		第8期		増減額		伸び率	
	基準額	順位	基準額	順位	金額	順位	率	順位
千代田区	5,600	23	5,400	23	200	11	3.7%	9
中央区	6,300	13	5,920	19	380	8	6.4%	8
港区	6,400	11	6,245	8	155	16	2.5%	16
新宿区	6,600	6	6,400	6	200	11	3.1%	14
文京区	6,108	21	6,017	16	91	19	1.5%	19
台東区	6,900	2	6,442	5	458	4	7.1%	4
墨田区	6,600	6	6,390	7	210	9	3.3%	12
江東区	6,200	17	5,800	21	400	6	6.9%	5
品川区	6,500	10	6,100	14	400	6	6.6%	7
目黒区	6,200	17	6,200	9	0	21	0.0%	21
大田区	6,600	6	6,000	17	600	1	10.0%	1
世田谷区	6,280	15	6,180	12	100	18	1.6%	18
渋谷区	6,170	20	5,960	18	210	9	3.5%	10
中野区	6,274	16	5,726	22	548	2	9.6%	2
杉並区	6,400	11	6,200	9	200	11	3.2%	13
豊島区	6,200	17	6,200	9	0	21	0.0%	21
北区	6,290	14	6,117	13	173	15	2.8%	15
荒川区	6,920	1	6,480	4	440	5	6.8%	6
板橋区	6,517	9	6,033	15	484	3	8.0%	3
練馬区	6,670	5	6,600	3	70	20	1.1%	20
足立区	6,750	4	6,760	1	-10	23	-0.1%	23
葛飾区	6,860	3	6,710	2	150	17	2.2%	17
江戸川区	6,100	22	5,900	20	200	11	3.4%	11
23区平均	6,410		6,164		246		4.0%	
東京都平均	6,320		6,080		240		3.9%	
全国平均	6,225		6,014		211		3.5%	

出典：厚生労働省

5－3 第9期における第1号被保険者の保険料段階と保険料率・年間保険料

第9期(令和6年度～令和8年度)							
段階	所得段階区分			国料率	区料率	年額保険料 (円)	人口構成 比(%)
1	非課税世帯	本人非課税	・生活保護等受給者 ・老齢福祉年金受給者 ・本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円以下の方	0.285 [0.455]	0.285 [0.455]	21,478	16.2
2			本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	0.485 [0.685]	0.485 [0.65]	36,550	6.3
3			本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が120万円を超える方	0.685 [0.69]	0.65 [0.655]	48,984	6.1
4			本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円以下の方	0.9	0.85	64,056	11.4
5			本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円を超える方	1.0	1.0	75,360	9.0
				基準額	基準額	月額 6,280	
6	課税世帯	本人課税	合計所得金額が120万円未満の方	1.2	1.15	86,664	9.2
7			合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.3	1.25	94,200	13.9
8			合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.5	1.4	105,504	9.5
9			合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	1.7	1.6	120,576	5.1
10			合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	1.9	1.9	143,184	3.0
11			合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	2.1	2.1	158,256	1.9
12			合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	2.3	2.3	173,328	1.3
13			合計所得金額が720万円以上1,000万円未満の方	2.4	2.5	188,400	2.1
14			合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方		2.9	218,544	1.8
15			合計所得金額が1,500万円以上2,500万円未満の方		3.4	256,224	1.5
16			合計所得金額が2,500万円以上3,500万円未満の方		3.9	293,904	0.6
17			合計所得金額が3,500万円以上5,000万未満の方		4.4	331,584	0.4
18			合計所得金額が5,000万円以上の方		4.9	369,264	0.7

- ※1 料率の[]内は、国制度の公費投入による低所得者対策実施前の保険料の料率。
 ※2 第1～第5段階の合計所得金額は、年金に係る雑所得金額を差し引いた額を用いる。
 ※3 区独自の保険料負担減額制度 第2段階 36,550円→26,376円
 第3段階 48,984円→33,912円 に減額

6-1 第9期計画 被保険者の見込みと実績(9月末)

第9期計画における被保険者の見込みと実績を比較すると、概ね計画通りに推移している。

第9期計画時

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
第1号被保険者(65歳以上)	187,226	187,698	188,753	190,245	192,115
前期高齢者(65～74歳)	87,672	84,626	82,296	81,192	81,351
後期高齢者(75歳以上)	99,554	103,072	106,457	109,053	110,764
第2号被保険者(40～64歳)	342,159	344,332	345,992	346,702	346,940
合 計	529,385	532,030	534,745	536,947	539,055

※令和3～令和5年度は9月末実績、令和6年度以降は10月1日現在見込み

※第2号被保険者数は世田谷区住民基本台帳（外国人を含む）

実績(9月末)

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
第1号被保険者(65歳以上)	187,226	187,698	188,753	190,571	192,789
前期高齢者(65～74歳)	87,672	84,626	82,296	81,168	81,466
後期高齢者(75歳以上)	99,554	103,072	106,457	109,403	111,323
第2号被保険者(40～64歳)	342,159	344,332	345,992	347,259	348,431
合 計	529,385	532,030	534,745	537,830	541,220

実績/計画比

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
第1号被保険者(65歳以上)				100.2%	100.4%
前期高齢者(65～74歳)				100.0%	100.1%
後期高齢者(75歳以上)				100.3%	100.5%
第2号被保険者(40～64歳)				100.2%	100.4%
合 計				100.2%	100.4%

6-2 第9期計画 要介護・要支援認定者数の見込みと実績(9月末)

第9期計画における要介護・要支援認定者数の見込みと実績を比較すると、全体として概ね計画通りに推移している。

第9期計画時

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
要支援 1	5,388	5,286	5,033	5,423	5,461
要支援 2	5,651	5,523	5,607	5,817	5,864
要介護 1	7,751	8,174	8,088	8,045	8,123
要介護 2	7,749	7,762	7,844	8,078	8,169
要介護 3	5,648	5,795	5,941	5,906	5,987
要介護 4	5,273	5,492	5,605	5,553	5,635
要介護 5	4,045	3,994	4,132	4,252	4,314
認定者合計	41,505	42,026	42,250	43,074	43,553
事業対象者	754	788	781	800	800

※令和3～令和5年度は9月末実績、令和6年度は10月1日現在見込み

実績 (9月末)

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
要支援 1	5,388	5,286	5,033	5,321	5,620
要支援 2	5,651	5,523	5,607	5,901	5,967
要介護 1	7,751	8,174	8,088	7,683	7,888
要介護 2	7,749	7,762	7,844	8,402	8,611
要介護 3	5,648	5,795	5,941	6,021	6,058
要介護 4	5,273	5,492	5,605	5,458	5,265
要介護 5	4,045	3,994	4,132	4,147	3,959
認定者合計	41,505	42,026	42,250	42,933	43,368
事業対象者	754	788	781	762	674
合計の前年比		1.3%	0.5%	1.6%	1.0%

実績/計画比

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
要支援 1				98.1%	102.9%
要支援 2				101.4%	101.8%
要介護 1				95.5%	97.1%
要介護 2				104.0%	105.4%
要介護 3				101.9%	101.2%
要介護 4				98.3%	93.4%
要介護 5				97.5%	91.8%
認定者合計				99.7%	99.6%

6-3 第9期計画 標準給付費の見込みと実績

第9期計画における標準給付費の見込みと実績を比較すると、令和7年度は計画時の約98%の実績となっている。

計画値

(単位：百万円)

	第8期			第9期	
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
総給付費（介護給付費＋予防給付費）	59,614	61,639	63,494	64,872	66,627
特定入所者介護サービス費	850	803	817	766	775
高額介護サービス費	2,490	2,706	3,027	2,296	2,322
高額医療合算介護サービス費	432	469	510	398	403
審査支払手数料	74	77	80	83	84
合計（標準給付費）	63,461	65,694	67,927	68,416	70,210

実績

	第8期			第9期	
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
総給付費（介護給付費＋予防給付費）	58,719	59,645	61,714	63,708	65,168
特定入所者介護サービス費	727	605	591	579	557
高額介護サービス費	2,174	1,962	2,028	2,125	2,222
高額医療合算介護サービス費	339	347	356	395	428
審査支払手数料	74	76	79	81	83
合計（標準給付費）	62,033	62,635	64,766	66,889	68,458

実績/計画比

	第8期			第9期	
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
総給付費（介護給付費＋予防給付費）	98.5%	96.8%	97.2%	98.2%	97.8%
特定入所者介護サービス費	85.5%	75.3%	72.3%	75.6%	71.9%
高額介護サービス費	87.3%	72.5%	67.0%	92.6%	95.7%
高額医療合算介護サービス費	78.5%	74.0%	69.8%	99.2%	106.2%
審査支払手数料	100.0%	98.7%	98.8%	97.6%	98.8%
合計（標準給付費）	97.7%	95.3%	95.3%	97.8%	97.5%

6-4 令和7年度 サービス別見込みと実績

		見込み	実績	実績/見込み
(1) 居宅サービス				
訪問介護	給付費(千円)	8,887,038	8,448,090	95.1%
	回数(回)	214,200.1	207,850.7	97.0%
	人数(人)	9,247	8,654	93.6%
訪問入浴介護	給付費(千円)	444,135	404,212	91.0%
	回数(回)	2,734.4	2,473.8	90.5%
	人数(人)	577	506	87.6%
訪問看護	給付費(千円)	4,737,823	4,671,526	98.6%
	回数(回)	94,160.1	93,376.9	99.2%
	人数(人)	7,705	7,511	97.5%
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	399,058	399,849	100.2%
	回数(回)	10,599.5	10,446.9	98.6%
	人数(人)	831	789	95.0%
居宅療養管理指導	給付費(千円)	2,121,188	2,304,323	108.6%
	人数(人)	12,336	12,736	103.2%
通所介護	給付費(千円)	5,864,346	5,871,014	100.1%
	回数(回)	59,426.8	59,606.0	100.3%
	人数(人)	6,210	6,479	104.3%
通所リハビリテーション	給付費(千円)	783,633	636,987	81.3%
	回数(回)	8,193.2	6,624.8	80.9%
	人数(人)	1,400	1,158	82.7%
短期入所生活介護	給付費(千円)	1,147,659	1,097,986	95.7%
	日数(日)	10,020.9	9,353.9	93.3%
	人数(人)	1,012	1,041	102.9%
短期入所療養介護(老健等)	給付費(千円)	153,512	131,450	85.6%
	日数(日)	1,009.3	841.8	83.4%
	人数(人)	121	98	80.8%
福祉用具貸与	給付費(千円)	2,428,611	2,477,782	102.0%
	人数(人)	13,614	13,186	96.9%
特定福祉用具購入費	給付費(千円)	91,662	89,375	97.5%
	人数(人)	225	223	99.2%
住宅改修費	給付費(千円)	142,779	116,217	81.4%
	人数(人)	157	124	78.9%
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	10,612,462	11,592,898	109.2%
	人数(人)	4,102	4,496	109.6%
(2) 地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費(千円)	519,105	462,152	89.0%
	人数(人)	229	185	80.7%
夜間対応型訪問介護	給付費(千円)	80,728	69,967	86.7%
	人数(人)	228	210	92.3%
地域密着型通所介護	給付費(千円)	3,039,283	2,664,058	87.7%
	回数(回)	30,901.7	26,982.0	87.3%
	人数(人)	3,755	3,330	88.7%
認知症対応型通所介護	給付費(千円)	554,510	438,054	79.0%
	回数(回)	3,620.1	2,936.3	81.1%
	人数(人)	339	291	85.9%
小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	1,195,636	772,543	64.6%
	人数(人)	407	266	65.3%
認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	3,250,329	2,988,508	91.9%
	人数(人)	942	860	91.3%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費(千円)	570,831	517,744	90.7%
	人数(人)	167	139	83.2%
看護小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	750,191	681,697	90.9%
	人数(人)	213	191	89.6%
(3) 施設サービス				
介護老人福祉施設	給付費(千円)	9,456,152	9,561,311	101.1%
	人数(人)	2,737	2,687	98.2%
介護老人保健施設	給付費(千円)	3,111,299	2,805,151	90.2%
	人数(人)	819	728	88.9%
介護医療院	給付費(千円)	783,159	550,818	70.3%
	人数(人)	161	117	72.7%
(4) 居宅介護支援	給付費(千円)	3,914,108	3,741,156	95.6%
	人数(人)	19,445	18,349	94.4%
介護給付費合計	給付費(千円)	65,039,337	63,494,868	97.6%

		見込み	実績	実績/見込み
(1) 介護予防サービス				
介護予防訪問入浴介護	給付費(千円)	0	21	-
	回数(回)	0.0	0.2	-
	人数(人)	0	1	-
介護予防訪問看護	給付費(千円)	250,623	327,777	130.8%
	回数(回)	4,814.3	6,459.3	134.2%
	人数(人)	782	988	126.3%
介護予防訪問リハビリテーション	給付費(千円)	38,736	37,491	96.8%
	回数(回)	1,115.1	1,110.1	99.6%
	人数(人)	111	100	90.2%
介護予防居宅療養管理指導	給付費(千円)	113,633	128,273	112.9%
	人数(人)	788	887	112.6%
介護予防通所リハビリテーション	給付費(千円)	229,258	206,500	90.1%
	人数(人)	545	482	88.5%
介護予防短期入所生活介護	給付費(千円)	4,372	3,025	69.2%
	日数(日)	48.5	35.5	73.2%
	人数(人)	8	7	83.3%
介護予防短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	0	326	-
	日数(日)	0.0	3.7	-
	人数(人)	0	1	-
介護予防福祉用具貸与	給付費(千円)	167,319	197,538	118.1%
	人数(人)	2,666	2,848	106.8%
特定介護予防福祉用具購入費	給付費(千円)	16,782	14,584	86.9%
	人数(人)	54	43	80.1%
介護予防住宅改修	給付費(千円)	79,499	54,583	68.7%
	人数(人)	76	53	69.7%
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	406,964	442,607	108.8%
	人数(人)	440	461	104.7%
(2) 地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	給付費(千円)	0	0	-
	回数(回)	0	0.0	-
	人数(人)	0	0	-
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	27,366	16,408	60.0%
	人数(人)	36	17	46.8%
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	11,067	3,194	28.9%
	人数(人)	3	1	30.6%
(3) 介護予防支援	給付費(千円)	241,606	240,519	99.6%
	人数(人)	3,786	3,816	100.8%
予防給付費合計	給付費(千円)	1,587,225	1,672,845	105.4%

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1か月あたりの数、人数は1か月あたりの利用者数。

※見込み及び実績がないサービスは表示しておりません。

7-1 介護保険料の収納状況

単位：千円

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
現 年 度	特別徴収	調定額	13,846,427	13,077,012	13,313,346	13,298,867	14,032,260	14,342,335
		収納額	13,846,427	13,077,012	13,313,346	13,298,867	14,032,260	14,342,335
		収納率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	普通徴収	調定額	2,297,625	2,416,754	2,362,200	2,489,925	2,941,092	3,196,823
		収納額	2,114,275	2,225,443	2,172,714	2,308,232	2,763,551	3,002,334
		収納率	92.0%	92.1%	92.0%	92.7%	94.0%	93.9%
	計	調定額	16,144,052	15,493,766	15,675,546	15,788,791	16,973,352	17,539,158
		収納額	15,960,702	15,302,455	15,486,060	15,607,099	16,795,811	17,344,670
		収納率	98.9%	98.8%	98.8%	98.8%	99.0%	98.9%
滞納繰越分		調定額	409,210	350,491	337,952	322,902	344,202	339,924
		収納額	87,428	70,411	79,985	80,772	70,333	70,084
		収納率	21.4%	20.1%	23.7%	25.0%	20.4%	20.6%

7-2 事故報告の状況

※令和7年5月到着分までの集計

	事故件数		事故報告事業所数		< 参考 >
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	R8.1利用者数
特定施設入居者生活介護	1,047	931	278	284	5,194
介護老人福祉施設	272	271	58	68	2,823
認知症対応型共同生活介護	76	79	27	33	881
通所介護(地域密着型通所介護を含む)	42	53	31	33	13,894
短期入所生活介護	62	48	12	19	1,104
介護老人保健施設	28	43	11	13	817
訪問介護	30	20	19	18	12,191
小規模多機能型居宅介護	16	8	8	6	284
訪問看護	5	7	5	7	9,085
看護小規模多機能型居宅介護	4	4	3	2	207
通所リハビリテーション	0	3	0	3	1,628
介護予防支援	0	2	0	2	3,928
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	2	0	1	201
居宅介護支援	2	1	2	1	18,954
短期入所療養介護	1	1	1	1	98
認知症対応型通所介護	3	0	2	0	303
訪問入浴介護	1	0	1	0	537
特定福祉用具販売・福祉用具貸与	1	0	1	0	17,401
住宅改修	1	0	1	0	197
宿泊サービス	2	6	1	5	—
合計	1,593	1,479	461	496	89,727

※各サービス種別には、介護予防、サービス・活動事業を含む。

※主な事故内容は、骨折40.7%、打撲16.0%、誤与薬・処方漏れ15.8%、損傷等13.3% 等

7-3 介護事業者への指導・監査 実施状況

- 令和5年度から令和7年度までの区による運営指導の実施件数は下表のとおりである。
- 運営指導は、指定地域密着型サービス事業所等に対しては区が主体となっており、指定居宅サービス事業所等に対しては東京都が主体となっている。
- このほか、複数の事業所を対象に集団指導を実施しているが、令和7年度においては、指定居宅介護支援事業所、指定介護予防支援事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定夜間対応型訪問介護事業所、指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所及び指定看護小規模多機能型居宅介護事業所を対象に、ホームページに掲載した資料の閲覧及び閲覧後に報告書の提出を求める方法により実施した。
- 監査は、重大な不正等が疑われる事案が発生した際に実施するが、平成23年度以降該当する事案を区として確認していない。

サービス種別ごとの区による運営指導等の実績

指定権限	サービス種別	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		事業所 (施設)数 (R5.4)	実績	事業所 (施設)数 (R6.4)	実績	事業所 (施設)数 (R7.4)	実績
世田谷区	指定地域密着型サービス	239	50	226	38	221	39
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	9	5	8	2	7	1
	夜間対応型訪問介護	2	2	2	0	2	0
	地域密着型通所介護	129	20	118	18	115	15
	認知症対応型通所介護	27	3	23	5	22	9
	小規模多機能型居宅介護	15	10	15	2	14	0
	認知症対応型共同生活介護	48	5	49	9	48	12
	地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	4	3	4	1	4	0
	看護小規模多機能型居宅介護	5	2	7	1	9	2
	指定居宅介護支援	238	19	226	31	220	42
	指定介護予防支援	28	0	33	0	40	1
	基準該当サービス	0	0	0	0	0	0
	合計	909	79	888	77	880	88
都 ※ 1	指定居宅サービス ※2	382	4	381	3	378	2
	施設サービス ※3	22	6	22	5	21	4
合計		909	79	888	77	880	88

※1 東京都が指定権限を有する施設については、都との役割分担等を考慮し、施設サービスを中心に運営指導を実施している。

※2 指定居宅サービスは、訪問介護、通所介護及び短期入所生活介護事業所数を掲載。

※3 施設サービスは、介護老人保健施設及び世田谷区長が所管庁である社会福祉法人が運営する介護老人福祉施設数を掲載。

7-4 給付適正化の実施状況

第9期高齢者保健福祉事業計画・介護保険事業計画で定めた給付適正化の3事業の令和7年度の取組み状況を報告する。

(1) 要介護認定の適正化

- 適切な認定調査が行われるよう、指定居宅介護支援事業所等に委託している区分変更申請及び更新申請にかかる認定調査結果の点検等を実施した。
- 審査会の審査判定結果の標準化を図るため、模擬案件の審査を実施するとともに、審査会の部会ごとの審査判定結果や東京都及び全国の審査判定結果の比較分析を行い、その情報を部会・委員間で共有した。

	7年度数値目標	実績
認定調査結果の点検	100%	100%
模擬案件の審査結果の各部会への共有（実施率）	100%	100%
部会ごとの判定結果や都や国との比較の各部会への共有（実施率）	100%	100%

(2) ケアプラン等の点検

① ケアプランの点検

- 居宅介護支援事業所等に対し、67件ケアプランの点検を実施し、このうち11件については担当の介護支援専門員への面談を行った。
（内訳） ・国保連介護給付適正化システムの帳票から抽出された187件のうち66件
・国が定める規定回数以上の訪問介護を位置付けたケアプラン1件

	7年度数値目標	実績
点検対象とするケアプラン数	各年度当初において、活用する帳票から抽出される被保険者数の3～4割程度	67件

② 住宅改修の点検

- 対象者を選定し、区職員と専門職が利用者宅へ訪問する調査を実施した。
- 専門職による審査の補助を3,363件実施した。
- 令和8年度の動画作成に向けて、既存動画内容の検証を行った。

	7年度数値目標		実績
工事施行前及び施行後における点検（実施率）	100%		100%

③ 福祉用具購入・貸与調査

- 対象者を選定し、区職員と専門職が利用者宅へ訪問する調査を実施した。
- 適切な利用を促進するための動画を作成し、公開した。

	7年度数値目標	実績
福祉用具購入・貸与訪問調査等件数	15件	7件

(3) 医療情報との突合・縦覧点検

- マニュアルを基に、国保連が提供する縦覧点検、医療情報の突合データを利用して、事業者には照会を行い、過誤申請等の必要な手続きを促した。

	7年度数値目標	実績
医療情報との突合（実施率）	100%	100%
縦覧点検（実施率）	100%	100%